

農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日決定
平成26年 6 月24日改訂
平成28年11月29日改訂
平成29年12月 8 日改訂
平成30年 6 月 1 日改訂
平成30年11月27日改訂

農林水産業・地域の活力創造本部

目 次

I	はじめに	2
II	基本的考え方	4
III	政策の展開方向	6
	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	6
	2. 6次産業化等の推進	7
	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	8
	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	9
	5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進	10
	6. 更なる農業の競争力強化のための改革	12
	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化	13
	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理	14
	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化	15
	10. 東日本大震災からの復旧・復興	16
IV	政策の実行とフォローアップ	18
V	具体的施策	19

I はじめに

我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している。農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66歳となっている。耕作放棄地は、この20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっている。

これを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題である。

こうした課題の解決に向けては、政府一体となった包括的な検討が必要であることから、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、農林水産業・地域の活力創造本部を設置した。

当本部では、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、以下の3点を基本として検討することとした。

- 1 農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、我が国全体の成長に結びつけるとともに美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこと。
- 2 消費者の視点を大切にし、農林水産業者が経営マインド（経営感覚）を持って生産コストを削減し収益の向上に取り組む環境を創り上げること。
- 3 チャレンジする人を後押しするよう、規制や補助金などの現行の施策を総点検し、農業の自立を促進するものへと政策を抜本的に再構築すること。

本プランは、その検討の成果を我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめたものである。

(決定・改訂の経緯)

- ・ 平成25年12月、プランとりまとめ。
- ・ 平成26年6月、規制改革会議及び産業競争力会議における議論を踏まえた検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成28年11月、一層の農業の成長産業化に向けた改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成29年12月、農業・林業・水産業の更なる成長産業化に向けた改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成30年6月、水産政策改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成30年11月、農業・林業の更なる成長産業化に向けた改革に関する検討の結果を追加して改訂。

Ⅱ 基本的考え方

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源などすばらしい潜在力を有している。また、我が国の農林水産業の生産額は、世界で10指に入っており、まさに世界的レベルの産業と言っても過言ではない。

世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし、次のような施策を大胆に展開していく。

経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める。併せて、農地の集約化等による生産コスト・流通コストの低減等を通じた所得の増加を進め、農林水産業の自立を図る観点から現行施策を見直す。これらを一体として進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する。

また、「強い農林水産業」とともに「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、農林水産業と地域の活性化を表裏一体で進めていくことは重要であり、美しい棚田などの良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めるとともに、森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

これらの産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）

ン)の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが第2次安倍内閣の農林水産行政の方針である。

その成果を国民全体で実感できるものとすべく、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していく。

Ⅲ 政策の展開方向

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

世界の食市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増すると見込まれる。「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつけるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造する。

このため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）（別紙4）に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取り組みが行われるよう、各般の施策を推進する。

また、国内需要についても、少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化していることから、消費者の視点を重視し、介護食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜等の生産、地産地消、食育等を通じた新規需要の掘り起こしを行う。

これらの取組の前提として、食品の安全性向上と食料の安定供給からなる「食の安全」と、正確な情報伝達による「食品に対する消費者の信頼」を確保するための取組を推進する。特に、外食のメニュー表示を含む表示適正化に向け、政府一丸となって適切な対策を講じる。

<目標>

- 2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討
- 学校給食での国産農林水産物の使用割合を2020年度までに80%に向上
- 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加

<展開する施策>

- ① 農林水産物・食品の輸出促進
- ② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国

内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及

- ③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

2. 6次産業化等の推進

農林漁業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するとの発想（マーケットインの発想）による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。

このため、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の積極的な活用等により、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進するとともに、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。また、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する。

さらに、異業種連携による他業種に蓄積された技術・知見の活用、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進、新たな品種や技術の開発・普及、知的財産の総合的な活用、生産・流通システムの高度化等により、農業にイノベーションを起こす。

このほか、市場ニーズに的確に対応したマーケットインの発想等により、構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化する。

これにより、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出す。

<目標>

- 2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
- 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
- 次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減

- 2016年度までに新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
- 地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現
- 2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
- 酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増

<展開する施策>

- ① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
- ② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
- ③ スマート農業の推進
- ④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- ⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
- ⑥ 食品ロス削減の推進
- ⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業につながる取組を進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

<目標>

- 2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加

<展開する施策>

- ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- ② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- ③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
- ④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
- ⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設

経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の各改革を着実に進める。これにより、構造改革に逆行する施策を一掃しつつ、政策を総動員することで経営感覚あふれる農業経営体の育成と、これらの農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を図り、農業の構造改革を進め成長産業とするとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮、食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障の確立を図る。

また、毎年の施策の推進に当たっては、今回の改革の成果が着実に上がるよう、不断の見直しを行う。

＜展開する施策＞

「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙1）参照

5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進

「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）も踏まえて、以下の措置を講じる。

（1）農協改革

単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。

このため、単位農協が、

- ・ 「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。
- ・ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。
- ・ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。
- ・ 単位農協の理事については、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとする。女性・青年の登用を積極的に進める。

また、各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要があり、連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

加えて、単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

連合会・中央会は、単位農協を適切にサポートする観点で、その在り方を見直す。

全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。

なお、農林中金・信連・全共連についても、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

また、農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。

５年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう、強く要請する。

（２）農業委員会の改革

市町村の独立行政委員会である農業委員会について、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにするため、制度を見直す。

具体的には、農業委員の選出方法について、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。

農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。女性・青年の登用を積極的に進める。

また、農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員（仮称）」を置くこととし、事前に地域からの推薦・公募等を行った上で、農業委員会が選任する。

都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートする組織に見直す。

農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、植物工場、販売加工施設等の農業の６次産業化・成長産業化に資するものについて、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

（３）農業生産法人要件の見直し

農業生産法人要件をみたしている法人が６次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除くなどの観点から、見直しを行うこととする。

具体的には、

- ・ 役員の農作業従事要件については、役員等の１人以上が従事すればよいこととする。
- ・ 構成員要件については、農業者以外の者の議決権は２分の１未満までよいこととする。

更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の５年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

<展開する施策>

農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙２）参照

６．更なる農業の競争力強化のための改革

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめとして、土地改良制度の見直し、全ての加工食品への原料原産地表示の導入等、生産から流通・加工、消費まであらゆる面での構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現する。

<展開する施策>

「農業競争力強化プログラム」（別紙６）参照

- ① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ④ 戦略的輸出体制の整備

- ⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入
- ⑥ チェックオフ導入の検討
- ⑦ 収入保険制度の導入
- ⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
- ⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
- ⑩ 飼料用米を推進するための取組
- ⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
- ⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- ⑬ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。農山漁村は、農業生産活動が行われる場であると同時に、日常生活が営まれる場でもあり、地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。

このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、基幹集落への機能集約と集落間のネットワーク化の推進等により生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。

特に、教育や観光・福祉等の分野における様々な局面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出するとともに、女性・高齢者の活躍の場を増やす。とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

併せて、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担う法人であるDMOや中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図

る。

このほか、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、関係府省が連携して対策を推進する。特に野生鳥獣のジビエ利用は農山村の所得の向上と地域の活性化に大きな可能性を秘めており、ビジネスとして持続できるよう、安全で良質なジビエの安定供給、需要拡大等に取り組む。

これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。

<目標>

- 関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
- 持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設
- 2018年度にジビエ利用のモデルとなる地区を12か所程度整備し、2019年度にジビエ利用量を倍増

<展開する施策>

- ① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
- ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
- ③ 優良事例の横展開・ネットワーク化
- ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
- ⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
- ⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
- ⑦ 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進

8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」（別紙7）に基づき、以下の措置を講ずる。

- ・ 市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力ある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再

委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する。その際、生産性の高い森林については、新システムを構築した地域を中心として路網整備等の重点化を図る。

- ・ 川上から川下までのサプライチェーンを繋ぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットインの発想で高付加価値な木材を供給する体制を実現する。
- また、新たな木材需要の創出を図るほか、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承する。

＜目標＞

- 国産材の供給量を2025年までに4,000万 m^3 に増加（2009年：1,800万 m^3 ）
- 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施
- CLT（直交集成板）について2024年度までに年間50万 m^3 程度の生産体制を構築
- 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円）

＜展開する施策＞

- ① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等
- ② CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- ③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
- ④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るために、浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、浜の活性化や資源管理に取り組む。

また、生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組の強化により水産業の出口戦略（マーケットイン）を展開し、世界人口の増加等による水産物需要の増大を背景に、消費・輸出の拡大を図るとともに、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現

する。

さらに、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」（別紙８）に即して改革を進める。このため、漁業法等の改正をはじめ、必要な法制度の整備を速やかに進めるとともに、これらの改革を後押しするため、所要の施策を確実に推進する。

これによって、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させる。

＜目標＞

- 2022年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
- 2019年までに国産水産物輸出額を3,500億円に増大（2012年：1,700億円）
- 2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年（2010年度水準）に向上（2012年：28.4kg/人年）

＜展開する施策＞

- ① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- ② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- ③ 浜と食卓の結びつきの強化
- ④ 水産政策改革の更なる推進

10. 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災による被害を受けた東北を新たな食料供給基地として再生するとともに、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる。

需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化等を実現するため、本プランや成長戦略等に記載された各種施策についても、東北地方において積極的に取り組んでいく。

被災地以外においても、各地域が置かれた現状と課題を認識しながら、東北地方における取組で得られた知識・知見を積極的に共有していく。

<目標>

- 津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進
- 漁港施設については、2018年度までに復旧完了を、海岸保全施設については、2020年度までに復旧・復興の完了を目指す
- 海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す
- 創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる

<展開する施策>

- ① 復興交付金等を活用した施策の推進
- ② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- ③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る

Ⅳ 政策の実行とフォローアップ

今後、政府は一体となって本プランに基づき農林水産政策の改革を着実に実行するものとする。

本プランで示した農林水産政策については、当本部において農地中間管理機構の運用状況を評価するなど、政府としてその進捗状況を的確にフォローアップしつつ、現場で実効あるものとなるよう地域の視点に立って、中長期的に計画的な農業経営の展開が可能となるよう制度の安定性に配慮しながら、必要な見直しを進めていくこととする。

なお、『「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について』（別紙３）に掲げる所管省庁は、それぞれに記載する措置を着実に実施する。

V 具体的施策

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

① 農林水産物・食品の輸出促進

平成28年5月にとりまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」（別紙4）等に基づき、以下の取組を着実に実践していく

（市場を知る、市場を耕す）

- ・ 情報をオールジャパンで一元的に集約・提供すること等により、現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて提供
- ・ 海外の消費者等に対して日本製品の品質や特色を担保する制度の創設を検討すること等により、プロモーションを統一的、戦略的に実施
- ・ 日本ブランドを確立するため、日本食品海外プロモーションセンター（JF00D0）において、ターゲットを明確にした戦略的な日本製品のマーケティングを継続・強化
- ・ トップセールスや大型イベントの機会を活用するとともに、著名シェフ等の「インフルエンサー」を活用、ソムリエなど日本酒の専門的知識を持つ人材を育成すること等により、多様な方法でプロモーションを実施
- ・ 日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を推進すること等により、日本文化・食文化と一体となった売り込みを実施
- ・ 外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信すること等により、インバウンドを輸出に結びつけ

（農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ）

- ・ JETROと農林水産省の相談体制を強化するとともに、JETRO専門家（輸出プロモーター等）や6次産業化プランナーにより支援すること等により、輸出に係る相談体制を構築
- ・ 海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催すること等により、農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつけ
- ・ 海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を推進、ネットを用いた宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進すること等により、

様々な販売ルート、販売手法を提案

- ・ 各種輸出手続等を代行・支援する体制を整備すること等により、代金決済の不安を除去
- ・ ジャパンブランド定着のためのリレー出荷・周年供給体制の整備、輸出産地の育成等により、海外ニーズにマッチした生産体制や商流の構築を促進
- ・ 既に輸出に取り組んでいる生産者や、これから取り組もうとする生産者をコミュニティサイトに登録し、政府の支援策等について必要な情報を提供
- ・ 海外の買い手が欲しいものを、欲しい量だけ、欲しい時期に輸出する「グローバル産地」の形成を支援するため、海外のニーズや規制に対応した生産・加工体制の構築、米の価格競争力強化や高付加価値生産の推進、輸出ポテンシャルの高い木材製品の輸出拡大等を実施
- ・ 「365日輸出エキスポ」の実現のため、海外市場のニーズに合わせて、生産者、商社、流通業者が、常時、輸出の実現に向けたマッチングができる環境を整備
- ・ 米の輸出の飛躍的な拡大に向けて、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」の下、戦略的に輸出に取り組む関係者が連携した取組を推進
- ・ 輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を推進すること等により、海外輸入規制に適合した生産を促進

（生産物を海外に運ぶ、海外で売る）

- ・ 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、就航ニーズの高い国内空港の発着便数の拡大と空港着陸料減免措置の継続、生鮮品の大量かつ低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストな輸送を促進
- ・ 成田空港等の貨物エリアの整備・拡大、日本企業による海外コールドチェーン事業の参入の推進等により、輸送量の増大、品質を保持した輸送を促進
- ・ 卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放し、海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるよう規制を緩和、ジャパンモールの設置・運営を支援、JAグループにおいて、シンガポール等における輸入拠点の段階的な整備の検討をすること等により、農林漁業者や中小事業者の売りやすい環境を整備

(輸出の手間を省く、障壁を下げる)

- ・ 「輸出規制等対応チーム」を活用し、放射性物質に係るものや動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化、海外での残留農薬基準（インポート・トレランス）が設定されるよう、海外当局への申請に必要な各種試験を実施すること等により、輸出の障壁を除去
- ・ NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の範囲の拡大や、海外での日本の既存添加物の使用の申請に必要な安全性試験等を実施すること等により、輸出関連手続を改革
- ・ GLOBAL G. A. P. などの国際的に通用する認証取得の推進、日本発の国際的に通用する規格・認証の仕組みを構築。地理的表示（GI）について、諸外国と相互に保護できる制度を整備するとともに、GIマークの海外商標登録を推進し、本物を保護。ハラル認証に関する情報収集、ハラルセミナーを集中的に実施すること等により、イスラム市場への進出を促進

(戦略を確実に実行する)

- ・ 輸出戦略実行委員会において毎年度PDCAサイクルにより輸出戦略に基づく実行状況等の検証、必要な見直しを実施すること等により、輸出戦略の実行をチェックし、更に推進
- ・ 在外公館、JETROの海外事務所、輸出業者等が現地の情報・課題を共有し協力して課題解決に取り組む体制を整備すること等により、主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制を構築

② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及

- ・ 和食のユネスコ無形文化遺産登録を受け、子供たちへの和食継承の取組の拡大や郷土食の普及等により、日本人の伝統的な食文化の次世代に向けた保護・継承活動を推進
- ・ 2015年ミラノ博覧会や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会

も活用し、和食・和の文化の魅力を国内外へ発信

- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、国内レストラン等において訪日外国人の受入体制の整備を推進
- ・ 学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制の構築を推進
- ・ 栄養教諭を中心に地域と連携した食育推進体制の充実など、学校給食等における地産地消や食育を推進
- ・ 地域で生産・製造される国産農林水産物の消費拡大を図る商品開発、販路開拓、人材育成等を支援
- ・ 食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及を促進、各年代の国民に対する教育ファームの活用を推進
- ・ 介護食品に対する理解の醸成のための取組を行いつつ、適切な提供システムの構築等の議論を進めるとともに、日本食と健康に関する学術的・科学的知見の蓄積・普及を通じた医福食農連携を推進
- ・ 付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のため、健康寿命の延伸に資する新たな機能性に関する科学的知見の収集・利用を推進
- ・ 漢方薬の原料である薬用作物について、栽培技術の確立、農業機械の改良等の産地化に必要な取組を支援
- ・ 需要が拡大しているカット野菜等の加工・業務用野菜について、低コスト・省力化栽培の実現や物流の合理化により生産流通体制を強化
- ・ 果実について、食べやすい、機能性成分高含有等の特長を持つ優良品目・品種への転換を推進するとともに、消費者ニーズの高い果実加工品について、国産果実の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給を推進
- ・ 消費者ニーズの高い有機農産物について、関係者の連携により国内生産の拡大を推進
- ・ 優れた国産花きの生産・供給体制の強化、輸出の拡大を支援するとともに、花育活動の推進、花き文化の振興等により国内需要を拡大

③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

- ・ 生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保
- ・ 家畜の伝染性疾病や農作物の病虫害の侵入・まん延を防止
- ・ 食品表示等のルールの特明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化
- ・ 食品表示法に基づく「食品表示基準」の適切な執行

- ・ 輸出促進に向けた輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出に取り組む事業者等に対するEU向けHACCP、GLOBALG. A. P.、ハラール等の認証の取得を支援するとともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進（輸出用GAPの共通化に向けた国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討）
- ・ 冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品への意図的な異物混入等を未然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進

2. 6次産業化等の推進

① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進

- ・ 植物工場を含め、合弁事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合についても、A-FIVEより出資
- ・ 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進
- ・ サブファンドの出資割合の引き上げ、資本金劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資など多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進
- ・ 法施行後3年（2015年12月）を目途とした見直し・検討の中で、農林漁業者の出資割合の取扱いについても法改正を含め総合的に検討

② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進

- ・ マーケットインの発想の下、農商工連携、医福食農連携、農観連携、都市と農山漁村の共生・対流等に取り組む多様な6次産業化事業体を育成することとし、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化の取組を支援
- ・ 農林水産物等の地域の資源と地域金融機関の資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」を全国に展開し、雇用の創出や地域の活性化につながる1万程度のプロジェクトを

立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進

- ・ 農山漁村等の地域資源を活用した地域の関係者が連携して行う新たなビジネス戦略の構築や中小企業者が行う新商品・新サービスの開発を支援
- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
- ・ 農林水産物・食品について地理的表示保護制度を導入するとともに、地域への定着を図り、地域におけるブランド化を推進
- ・ 医薬や理工等の異分野との連携・融合が有効な研究を実施し、事業化が有望な研究成果を創出

③ スマート農業の推進

- ・ ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術などの先端技術の研究開発、技術実証、速やかな現場への普及までを総合的に推進
- ・ 農業用ドローンの利活用拡大に向け、利用時における補助者配置の義務等の緩和、ドローンで散布可能な農薬種類の拡大、農薬散布等のための飛行許可・承認に関する取扱いの見直しを行うほか、民間における技術革新やニーズをくみ取るための官民協議会を設置するとともに、ドローンの普及を総合的に推進するための計画を策定
- ・ 「農業データ連携基盤」を2019年4月から本格稼働させるとともに、幅広い主体の参画を進め、データの連携・共有・提供の範囲を、生産から加工、流通、消費に至るバリューチェーン全体に拡大
- ・ 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践するため、上記を含め、必要な取組やその進め方等を定めた「農業新技術の現場実装推進プログラム」(仮称)を2019年夏までに策定
- ・ 食品産業においても、オープンイノベーションによる先端基盤技術の開発と速やかな実装、異業種との連携により国際競争力のある輸出産業への発展を促進
- ・ 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点を整備
- ・ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、ヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備等の省エネ設備の導入を支援
- ・ 多収への挑戦、温暖化対応等の所得倍増や自給力向上に向けた重点課

題の技術戦略の策定及びその実行

- ・ 農業者の研究への参画等の研究システム改革やオランダのフードバレーを参考とした産学官の「知の集積」の場の構築など、技術革新を加速化する仕組みの検討

④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用

- ・ 品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を実需者等と連携して生み出せるよう、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づく取組を推進
- ・ アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるネットワークを構築することにより、新品種の開発を加速

⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化

- ・ 平成26年5月に施行した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進
- ・ バイオマス産業都市の構築を推進
- ・ 食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進
- ・ 発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進
- ・ 農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援
- ・ 農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築

⑥ 食品ロス削減の推進

- ・ 食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、関係省庁

が連携し、官民をあげた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

- ・ 地域の各関係者が有機的に連携・結集した畜産クラスターを核として、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出等を図り、競争力の強化を加速
- ・ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、飼料の生産拡大・生産流通コストの低減、エコフィードの有効活用、新技術の開発・普及・定着など、生産性の向上を加速
- ・ 牛乳・乳製品について、今後の需要の伸びが期待できるチーズ、発酵乳、牛乳・乳製品を用いた和食等に係る新商品開発や新規需要開拓等の取組を支援
- ・ 指定団体との生乳取引等について、指定団体の機能に留意しつつ、指定団体を通さず、自ら生乳を加工したり直接販売する道を広げるなど、一層の多様化
- ・ 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制（都道府県知事の承認）を緩和
- ・ 性判別精液の利用や和牛等の受精卵移植の推進により、計画的な乳用種雌子牛と雄子牛の生産を確保し、畜産・酪農の収益性の向上を推進

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

- ・ 農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構を整備し、適切に制度を運用
- ・ 農地中間管理機構がその本来の機能を発揮するため、農地中間管理事業の5年後見直しにおいて、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機

構とが一体となって推進する体制を構築。このため、「農地中間管理事業の5年後見直し等について」（別紙10）に即して、次期通常国会に関連法案を提出

- 耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図るため、農地法に基づく遊休農地解消のための措置の大幅な改善・簡素化や農地として再利用する場合の支援
- 所有者不明の農地について、管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人が簡易に農地中間管理機構に農地を預ける仕組みを以下のとおり創設
 - ① 管理費用を負担している相続人は、共有者の一部を確知できない場合には、農業委員会による公示を経て、農地中間管理機構に利用権を可能な限り長期の期間で設定することを可能とする。その際、共有者の探索方法については、必要以上の探索にならないよう明確化する
〔 上記の手続によって利用権が設定された場合において、不明な共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から負担した管理費用を差し引いたものを支払う方向で検討 〕
 - ② 共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の5年を超えないものから可能な限り長期なものに延長
- 国家戦略特区において農業委員会と市町村の事務分担に関する特例措置を創設

② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）

- 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援を実施
- 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を実施
- 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援を実施
- 日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援を実施

- ・ 国家戦略特区において農業生産法人の6次産業化推進のための要件（役員の農作業従事要件）の緩和及び商工業とともに行う農業への信用保証制度の適用を実施

③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）

- ・ 農業女子プロジェクト（女性農業経営者と企業のコラボレーションによる新商品の開発等）を推進
- ・ 女性農業経営者の発展支援、女性農業者による事業活用の促進、地域の計画づくりへの女性参画の要件化等を推進

④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等

- ・ 農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進
- ・ 農村地域の防災・減災の観点に立って、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害防止対策、ため池のハザードマップの作成、管理体制の強化等のハード・ソフト対策を組み合わせつつ、施策を推進

⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

- ・ 担い手ニーズや地域の条件に応じた省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入を推進
- ・ 農業機械や肥料・農薬・飼料等の生産資材コスト低減に向けた取組等を推進
- ・ 低コスト・効率的な生産技術体系を確立するなど、先進農業者と民間企業等の経済界の連携による新たな先端モデル農業の確立に向けた取組等を支援
- ・ 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等について、農地転用

の許可を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを以下のとおり創設

- ① 農作物の栽培に必要な一定の施設について、現況農地に設置できる（すなわち農地転用の許可を要しない）こととする
- ② 上記施設が設置される際に、事前に確認できるよう、施設を設置しようとする者は、あらかじめ農業委員会に届出
- ③ 本改正は、施行日以降新たに上記施設を農地に設置しようとする場合に適用
- ④ 上記施設用地に係る税制上の取扱いについて、農地と同様の取扱いとなるよう検討
- ⑤ 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、①と同様の扱いとする場合の課題や問題点について引き続き検討

6. 更なる農業の競争力強化のための改革

① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

- ・ 国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握・公表するとともに、民間のノウハウを活用して、農業者が生産資材の価格等を比較・選択できる環境を整備
- ・ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）について、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進
- ・ メーカーが寡占状態となっている農業機械について、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進、明確化された開発目標の下で民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を促進
- ・ 肥料について、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的な見直しを推進、銘柄数を絞込み
- ・ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で見直し
- ・ 戦略物資である種子・種苗について、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築
- ・ 生産資材価格の引下げに向けた改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

- ・ 生産資材業界の再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方について見直し、共同購入のメリットを最大化するよう改革を行う

② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

- ・ 国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握・公表
- ・ 農業者から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大、農業者と食品製造業等との連携促進、農産物の規格を合理化
- ・ 農産物・食品の品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度を一層普及
- ・ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）について、抜本的な合理化を推進し、業種転換等を行う場合は支援
- ・ 卸売市場について、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的な理由のなくなっている規制は廃止
- ・ 小売業について、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて事業再編や業界再編を推進
- ・ 農業者が、各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備。また、農産物の物流について、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によるコスト削減の取組を推進
- ・ 加工業について、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進
- ・ 農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進
- ・ 流通・加工業界の再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方について見直す

（生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について）

- ・ 農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくため、「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」（別紙9）に即して、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を

促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて一体性のある制度を構築

③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

- ・ 農業大学校の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関への転換、農業高校と農業大学校等との連携促進（高大連携）等による農業教育の充実・強化
- ・ 経済界との連携強化、法人雇用による就農に対する支援「農の雇用事業」の運用改善により、しっかりとした法人が次世代の就業者を増やす取組を推進
- ・ 青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、次世代を担う意欲ある就農者が早期に様々なチャレンジを行えるような取組を推進
- ・ 都道府県における農業経営塾の設置や、海外研修の充実を図り、農業者の視野拡大を推進
- ・ 農林水産物・食品のマーケティングやプロモーション、輸出に係る手続等の知識やノウハウを有する人材を育成・研修、農業高校等をはじめとした農業教育システムの中で、輸出力強化について学ぶ機会の充実等を推進
- ・ 農業現場からの提案等も踏まえつつ、外国人材を含めた多様な労働力確保のための取組を推進
- ・ 生産現場等のニーズに即した研究開発に向け、明確な開発目標の下、農林漁業者・企業・大学・研究機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れて行う技術開発を確実に推進
- ・ 最新の科学的知見に基づき、意欲のある農業者が取り組みやすい新たな土づくり技術、水管理システムの開発を進めるとともに、普及指導員等多様な関係機関によるサポート体制の強化を通じた生産現場でのICT等の活用を推進

④ 戦略的輸出体制の整備

- ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（別紙４）の実践及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（別紙５）に基づく戦略の実践に必要なハード面・ソフト面のインフラ整備等
- ・ 生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディング

グやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版 S O P E X A」を創設

- ・ 具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する全国団体や地域商社、J A 等の取組を支援
- ・ 日本産品の品質や特色のアピールにつなげるため、国際標準化を見据えた J A S 規格、日本発の食品安全管理規格等の充実・普及、地理的表示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護
- ・ この一環として、J A S 法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用する認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的に J A S を活用
- ・ 様々な外交の場等を広く活用し、政府一体となった海外の規制等の緩和・撤廃

⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入

- ・ 全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に占める重量割合上位 1 位の原料について、国別重量順表示を原則とし、これが困難な場合には、①可能性表示（A 国又は B 国）や②大括り表示（輸入）、③さらに中間加工原材料については製造地表示（A 国製造）を行うなどの仕組みを整備

⑥ チェックオフ導入の検討

- ・ チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度同意（75%以上）が得られた場合に法制化に着手

⑦ 収入保険制度の導入

- ・ 収入保険制度については、以下を基本的仕組みとして導入

- ア 対象者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者
- イ 対象収入は、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体
- ウ 対象要因は、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補償
- エ 補償内容については、農業者ごとに過去５年間の平均収入を基本とし、当年の営農計画等を考慮して基準収入を設定。農業者ごとの当年の収入が基準収入の一定割合を下回った場合に、その一定割合を補填。掛捨ての保険方式と掛捨てとにならない積立方式を組み合わせ
- オ 収入減少を補填する機能を有する類似制度との関係については、選択加入とすることが原則。ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象外
- カ 実施主体は、①母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること、②保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと、③保険業務に関するノウハウを有していること、④農業に関する知識を有していることの４つの要件を満たす必要。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。実施主体は、農業者へのサービス向上を図るため、民間損害保険会社と積極的に連携
- ・ 農業災害補償制度については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、農作物共済（米麦）の当然加入制、一筆方式等の引受方式、家畜共済の事務手続き、共済掛金の設定方法等について見直し。併せて、農業共済団体について、組織の効率化やガバナンスの強化を図られるよう見直し

⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

- ・ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設
- ・ 農業委員会や農地中間管理機構と土地改良区等の事業関係者との情報共有を図る
- ・ 共有地の代表者が共有者の意向を取りまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組みを導入
- ・ 国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件を廃止
- ・ 突発事故に対応した事業について、災害復旧と同様に、国又は地方公

共団体が、農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組み等を導入

- ・ 一定の機能向上を伴う更新事業について、同意徴集手続の簡素化の対象に追加
- ・ ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者からの費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設
- ・ 除塩事業について、土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけ

⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

- ・ 農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持発展させていくため、農村地域工業等導入促進法（農工法）の見直し等を通じて、農業者等の地域住民の就業の場を確保
- ・ 具体的には、農工法の対象業種を見直し、農村の地域資源を活用した地域内発型産業の創出や、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業の導入を促進
- ・ 農用地等の譲渡に係る所得税の軽減措置や業種横断的な税制措置の積極的な活用、地方創生や農泊の推進に向けた取組への支援施策のほか、企業立地促進法の見直し等を通じた地域に裨益する波及効果の高い事業との連携等により、農村地域の雇用創出を推進

⑩ 飼料用米を推進するための取組

- ・ 多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などの推進による飼料用米の生産コスト低減
- ・ 耕種農家と畜産農家の連携により、飼料用米を輸入とうもろこしの代替品として利用するだけでなく、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図る取組を推進

⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

- ・ 地域の各関係者が有機的に連携・結集した畜産クラスターを核として、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出等を図り、競争力の強化を

加速

- ・ 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築、受精卵移植技術の活用拡大、ICT（情報通信技術）の活用等による省力化の推進により肉用牛の生産基盤を強化
- ・ 乳用後継牛の確保・育成の推進、分業体制の構築・省力化の推進、飼養管理の適正化、流通の効率化により酪農の生産基盤を強化
- ・ 耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築、公共牧場の活用拡大と機能強化、日本型放牧モデルの推進により自給飼料の増産を推進

⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

- ・ 補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度を安定的に運営
- ・ 併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進

⑬ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

- ・ 現在、指定生乳生産者団体に指定されている農協・農協連は、スリム化・効率化や乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮
- ・ 指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要があることから、早急に基本的なスキーム（年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等）を設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を経て改革
- ・ 条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるようにするため、的確な集乳や集乳経費のプール処理を確保できる公正な基準を定め、これに該当する農協等に集乳経費を補助
- ・ 我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、乳業の業界再編・設備投資等を推進
- ・ 労働条件を大きく改善する設備投資をはじめとする労働支援を幅広い生産者が実行できるよう、酪農家の「働き方改革」を短期・集中的に支援

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進

- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、女性・高齢者を含め、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティの活性化を支援
- ・ 集落機能が低下している農山漁村地域において、総合的な土地利用計画の仕組みや地域コミュニティの再生について検討を進めるとともに、生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化を支援。併せて、これらの取組等を進めるため、地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用を促進
- ・ 高齢化や人口減少が著しい中山間地域をはじめとする条件不利地域等において、農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げることにより、地域の就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化を総合的に支援
- ・ 集落機能が低下している過疎地域や農山漁村地域等の集落において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援することにより集落の再生、地域活性化を推進
- ・ 地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進
- ・ 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取組を推進
- ・ 商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進。さらに、過疎地域等において廃校舎等の既存公共施設を再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援

- ・ 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実を推進

② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり

- ・ 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を、制度化も視野に推進（子ども農山漁村交流プロジェクト）
- ・ 障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備を推進（「農」と福祉の連携プロジェクト）
- ・ 農山漁村の古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進（空き家・廃校活用交流プロジェクト）
- ・ 住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進
- ・ 農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進
- ・ 地域の資源を活用した「売れる」旅行商品を開発するとともに、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援
- ・ 観光圏の整備等を通じ、観光客が従来の名所旧跡に加え、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現
- ・ 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進
- ・ 地域の自然観光資源を解説するガイド等の人材の育成やプログラムづくり等を通して地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進
- ・ 国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置

③ 優良事例の横展開・ネットワーク化

- ・ 自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図るとともに、地域リーダーのネットワークの強化を推進

④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興

- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
- ・ 緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等のニーズを踏まえ、関係府省が連携して都市農業・都市農地の多様な機能の維持・増進の取組を実施

⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化

- ・ 歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承
- ・ 美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討
- ・ 農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討

⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み

- ・ 地域での合意形成や法人の立ち上げ、現場で活躍する人材の確保・育成等の農泊ビジネスの現場実施体制の構築
- ・ 地域の食・農村森林景観・海洋レクリエーション、古民家等の素材の観光コンテンツとしての磨き上げ
- ・ 農泊の魅力の国内外への情報発信や受入地域への農泊のビジネス化を働きかけるなど、政府としてのメッセージを発信

⑦ 鳥獣被害対策の推進とジビエ利活用

- ・ 野生鳥獣の有害捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するなど鳥獣被害防止特措法に基づく地域ぐるみの取組を推進
- ・ 農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣の捕獲目標を設定し、銃猟免許所持者をはじめとする捕獲従事者の確保等、捕獲の強化を図るなど、農林水産業における鳥獣被害防止及び鳥獣保護管理に関係する府省の連携により一層効果的な対策を推進
- ・ ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエを提供するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区の整備を推進
- ・ ジビエ利用拡大推進体制を整備するとともに、関係省庁との連携を強化
- ・ ジビエ利用に意欲的に取り組む地域からの相談や要望に対応するため、民間等のノウハウを利用し、官民連携した支援体制を構築

8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等

- ・ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」（別紙7）に即して、新たな森林管理システムによる森林の経営管理の集積・集約を進めるとともに、以下の木材の生産流通構造改革等を推進
 - ア 国有林野の一定の区域で、公益的機能を確保しつつ、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）が、長期・安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みや、意欲と能力を有する林業経営者と連携する川下事業者に対する資金供給の円滑化を図る仕組みを創設するため、次期通常国会に関連法案を提出
 - イ 経済界の協力を得ながら、木材の利用拡大を促進するとともに、ロット、品質ともに安定した木材製品の供給体制の構築を推進
 - ウ 流通段階のマッチングやコスト削減のため、民間事業者がバリューチェーン全体で需給等の情報を共有する取組とともに、地域の意欲ある事業者が参加し、情報交換等を行う取組を促進

- ・ 再造林コストの削減等、林業の現場ニーズを踏まえた研究と研究成果の現場実装の取組を強化

② C L T等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ

- ・ C L Tや中高層建築・防火地域等でも使用可能な耐火部材の開発・普及、公共建築物の木造化の支援等による木材利用、地域材等を活用した良質な木造住宅の整備を推進
- ・ まとまった需要を確保して量産化を進め、コストを下げることにより、さらなるC L T需要を生み出すため、C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議が作成した新たなロードマップに沿って、C L Tを用いた建築物の一般的な設計法や施工方法等の普及など、C L Tの建築材料としての普及を推進
- ・ 木造住宅の主な担い手である大工技能者の減少及び高齢化に対応する人材育成や技術力向上、中高層木造建築物の担い手の育成に資する取組を推進

③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出

- ・ 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築等により、地域材の利用を促進
- ・ セルロースナノファイバー、リグニン等の新素材や新品種の研究開発・普及等を促進
- ・ 日本の規格が相手国の基準に取り入れられるよう、情報収集及び発信等を通じて、木材製品等の輸出を促進

④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

- ・ 適切な森林の整備・保全等を通じて森林吸収源対策を推進、成長に優れた苗木等を開発
- ・ 鳥獣被害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じて「緑の国土強

「韌化」を推進

- ・ 地域住民等による日常的な森林管理活動を推進

9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進

- ・ 各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成・実現を推進
- ・ 水産業の持続的発展のため、資源管理措置を強化するとともに、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進
- ・ 計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた「資源管理・漁業経営安定対策」を着実に実施

② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大

- ・ 販売ニーズや産地情報の共有化、学校、病院、介護施設など個別のニーズを的確に捉えた付加価値の高い商品開発、水産加工業の体質強化等を通じて産地から消費地までの流通過程の目詰まり解消を促進
- ・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿った輸出促進に向けた取組、輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工施設等改修、高度衛生管理型漁港整備を推進
- ・ 水産加工施設のEU向けHACCP認定の加速化を図るため、水産庁も認定主体となるよう所要の体制を整備
- ・ 産地市場のEU向けHACCP登録基準、生産海域のモニタリングの拡充、養殖場等の登録における標準処理期間の設定、トレーサビリティ導入に向けたガイドラインの策定等の検討

③ 浜と食卓の結びつきの強化

- ・ 「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトや民間の取組を通じた「プライドフィッシュ」を展開
- ・ 「浜の応援団」と漁業者との連携・協力の推進

④ 水産政策改革の更なる推進

- ・ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」（別紙８）に即して、次の改革を推進
 - ア 水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。
 - イ 品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立のため、マーケットインの発想に基づき、水産物の流通構造の改革を進める。
 - ウ 沖合・遠洋漁業の生産性の向上、国際競争力の強化につながるよう、資源管理の手法と合わせて漁業許可制度を見直す。
 - エ 養殖・沿岸漁業の発展のため、海面利用に係る制度等を見直し、水域の適切かつ有効な活用と新規参入を進めるとともに、国内外の需要を見据えて養殖業振興に戦略的に取り組む。
 - オ 漁協制度について、水産政策の改革の方向性に合わせた見直しを行う。
- ・ これらの改革を後押しするため、資源調査・情報収集体制の拡充・整備、減船・休漁措置の円滑な実施、漁業収入安定対策の機能強化、生産性の高い漁船等の導入・更新、輸出も視野に入れた養殖適地の拡大等による養殖業発展のための環境整備に加え、産地市場の統合や消費地における流通拠点の確保、資源管理から流通に至るＩＣＴ活用体制の整備、持続可能な漁業・養殖業の認証等を進める。あわせて、漁村の活性化、国境監視機能を始めとする水産業が果たす多面的機能の発揮、漁業・漁村を支える人材確保・育成の強化等を推進
- ・ 外国漁船と競合する中で水産資源の管理徹底等のため、強力な水産外交を推進しつつ漁業取締体制を強化

10. 東日本大震災からの復旧・復興

① 復興交付金等を活用した施策の推進

- ・ 復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と合わせた農地の大区画化や宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進
- ・ 被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進
- ・ 住宅と工場が混在していた地域における水産加工団地の集約を推進
- ・ 水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援
- ・ 大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施

② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進

- ・ 東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進
- ・ 民間投資を促進するためのプラットフォームを構築
- ・ 復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立

③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を実施

以下の取組により、風評被害対策を推進

- ・ 福島県産農林水産物について、①第三者認証GAP等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援
- ・ 福島県をはじめとした被災地産農林水産物・食品について、正確でわかりやすい情報発信や丁寧な説明を行うことにより消費者の信頼を確保
- ・ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販

売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の働きかけ、福島県産の農産物等をPRする「霞が関ふくしま復興フェア」の開催や国際会議・展示会でのブース設置等により経済界や消費者に対して積極的な消費拡大を促進

- ・ 被災地の水産加工業の販路回復を図るため、付加価値の高い新規商品開発や新規販路開拓に向けた取組や、市町村によるイベント開催
- ・ 共同事業にとどまらない個社の先進的取組を推進するほか、中小企業施策との更なる連携を促進

(別紙1) 制度設計の全体像 (H25.11.26 本部決定)

(別紙2) 農協・農業委員会等に関する改革の推進について

(別紙3) 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について (H25.11.27 規制改革会議決定。H26.6.13 規制改革会議改訂)

(別紙4) 「農林水産業の輸出力強化戦略」 (H28.5.19本部取りまとめ)

(別紙5) 「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」

(別紙6) 「農業競争力強化プログラム」

(別紙7) 「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」

(別紙8) 「水産政策の改革について」

(別紙9) 「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」

(別紙10) 「農地中間管理事業の5年後見直し等について」

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
 - 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
 - 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払 [※]
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円
- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
 - 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表（P.37）のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。

- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
（飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。（別図（P.37）参照））
- 地域の裁量で活用可能な交付金（産地交付金（仮称））により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
（飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約（3年間）の取組に対し、1.2万円/10aを交付。）
 - ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
 - ※2 そば・なたねについては、産地交付金（仮称）からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(別 表) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の交付単価

1. 数量払

区 分	見直し後の 平均交付単価	現行の 平均交付単価
小麦	6,320円/60kg (▲ 40円)	6,360円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg (▲ 200円)	5,330円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg (▲ 20円)	5,510円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg (▲ 240円)	7,620円/60kg
大豆	11,660円/60kg (+ 350円)	11,310円/60kg
てん菜	7,260円/ t (+ 850円)	6,410円/ t
でん粉原料用 ばれいしょ	12,840円/ t (+ 1,240円)	11,600円/ t
そば	13,030円/45kg (▲ 2,170円)	15,200円/45kg
なたね	9,640円/60kg (+ 1,170円)	8,470円/60kg

注1:()内は、現行単価との差

注2:てん菜の基準糖度は、16.3度とする。(現行は、17.1度)

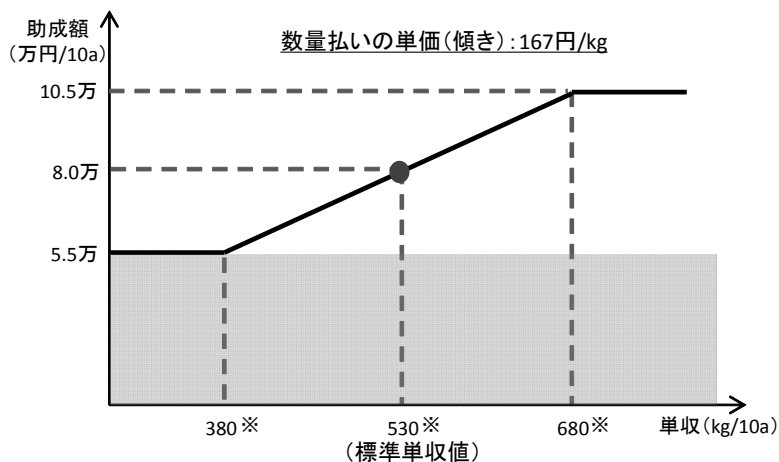
注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%とする。(現行は、18.0%)

注4:見直し後の品質区分別単価は、現行の品質区分別単価に上記の現行単価との差額を加えた額。

2. 営農継続支払

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10aとする。)

(別 図)



・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。
・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収(配分単収)を適用するものとする。

農協・農業委員会等に関する 改革の推進について

平成 2 6 年 6 月

自由民主党農林水産戦略調査会・農林部会
農業委員会・農業生産法人に関する検討 P T
新農政における農協の役割に関する検討 P T
公明党農林水産部会

農協改革の目的は、農業・農村の発展

- ・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須
- ・ また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにすることも必要
- ・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要
- ・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要

1 単位農協のあり方

(1) 単位農協は、農産物の有利販売（それと結びついた営農指導）と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。

○ 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。

○ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して（価格及び品質）、最も有利なところから調達する。

○ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。

その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。

- ・ このため、既にＪＡバンク法に規定されている方式（単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相応の手数料等を支払う方式）の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。

- ・ 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リスクは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。

- 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにするため、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとするとともに、理事の交替に際しても、経営を継続的に発展させていけるよう十分留意する。

また、女性・青年役員を積極的に登用する。

- (2) 各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要がある。

- 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。

- 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、ＪＡバンク法に基づき農林中金が単位農協に対して的確な指導を行う。

- (3) 単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。

その際、単位農協が實際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。

- 必要な場合には、ＪＡの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

- このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

2 連合会・中央会のあり方

連合会・中央会は、1を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す必要がある。

(1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。

○ 全農・経済連は、

- ・ 単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。
- ・ 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委ねる。
- ・ その他、農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資する経済活動（投資活動を含む）を、経済界と連携して積極的に実施する。

特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。

○ 農林中金・信連・全共連は、

- ・ 単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準（単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること）を早急に示す。
- ・ 豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。

○ 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安定的に提供する。

その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。

○ 中央会は、農協経営が危機的状态に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JAも増加していること、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協の意思の集約、

農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。

(2) (1)を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。

- 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に（農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで）行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。
- 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネックとなる場合には、この規制がなく非課税措置を継続できる社会医療法人に転換することを可能とする。
- 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。
- 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。
 - ① 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
 - ② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

- 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその

団体等と同等に扱う。

- 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス（申請書記載代行等）は、行政代行とは別ものである。

4 その他

5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。

農業委員会改革の目的は、農業・農村の発展

- ・ 農業者、特に担い手からみて、農業委員会が良くなり地域の農地利用の最適化が進むようになってくると思える改革とすることが必須
- ・ また、農業委員会批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要

1 市町村の独立行政委員会である農業委員会については、

- (1) その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする必要がある。
- (2) また、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動、事務局の業務の3つに分けられることを踏まえて、それぞれが的確に機能するようにする必要がある。
- (3) このため、適切な人物が、透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにする必要がある。

2 農業委員会の業務については、

- 担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に重点を置くことを明確にする。
- 優良農地の確保の業務は強化することとし、農地転用違反事案について、権限を有する都道府県知事等に対して権限行使を求めることができることとする。
- これらの業務に集中できるよう、法的根拠がなくても行える農業・農民に関する事項についての意見の公表等を法令業務から削除する。

3 農業委員の選出方法については、

- 適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事

前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。

- 人数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とし、過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとするなど、業務が公正・的確に行えるようにする。
また、女性・青年農業委員を積極的に登用する。

- これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。

- 農業委員が責任ある判断ができるよう、報酬水準の引上げを検討するものとする。その際、他の農業関係団体に対する事務費補助の見直しを行う。

- 4 農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員（仮称）」を置く。

- 農地利用最適化推進委員（仮称）は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。

- 人数は、農地利用調整の単位となる地域の数に応じて適宜とし、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。

- 5 農業委員会の事務局については、事務局員の人事サイクルの長期化を図るなど、事務局体制を強化する。

- 6 以上を前提に、それぞれの農業委員会が、市町村農業部局、都道府県、農地中間管理機構等との密接な連携の下に、主体性をもって積極的に活動するようにする。

- 7 都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、
 - ・ 農業委員会の連絡・調整
 - ・ 農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業
 - ・ 農地利用最適化の優良事例の横展開
 - ・ 法人化の推進

- ・ 法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援
- ・ 新規参入の支援

等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。

8 農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、農業の6次産業化・成長産業化に資するとともに、農地流動化の阻害要因を取り除く観点から、見直しを検討する。

- 植物工場、販売加工施設などの農業の6次産業化・成長産業化に資する転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。
- 農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性ある方策について、中長期的に検討を進める。

農業生産法人要件

- ・ 平成21年の農地法改正（所有中心から利用中心への転換）及び昨年の農地中間管理機構関連法（リース方式（機構が借受け、転貸する）による担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止・解消）は、戦後の農地解放のマイナス面（約1haの農地所有を生み出すことで、農地の流動化を阻害）を払拭する農地制度の大転換であり、これを軌道にのせ、農地利用の最適化を確実に進めていくことが最優先事項
- ・ 農業生産法人要件については、担い手である農業生産法人の経営の発展に資するという観点から見直し

- 1 農業生産法人要件は、農地を所有できる法人の要件であるので（リース方式で参入する企業はこの要件をみたす必要はない）、この見直しについては、企業の農地所有に係る農業・農村の現場の懸念（農業から撤退したり産廃置場になるのではないかと）に十分配慮することが必要である。
- 2 1の懸念がない範囲で、農業生産法人要件をみたしている法人が6次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除く等の観点から、見直しを行う。
 - 6次産業化により法人における販売・加工等のウェイトが高まり、農作業のウェイトが低くなることから、役員の農作業従事要件については、役員等の1人以上が従事すればよいこととする。
 - 6次産業化等経営発展を目指す場合に資本増強の必要性が生ずることから、議決権要件については、農業者以外の者の議決権は2分の1未満までよいこととする。
- 3 更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	実施時期	所管省庁
1	中国向け輸出水産物に係る手続きの円滑化(衛生証明書発行機関の変更)	現行の国内4検査機関から、行政機関での衛生証明書の発行を可能とする。	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	措置済み	厚生労働省
2	梅酒の表示の適正化	梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示すること。	業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。	業界団体による自主基準の策定まで随時措置	財務省
3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定	CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS規格及び一般的な設計法に関する基準の策定をすること。 (※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル	農林水産省にてCLTのJAS規格を制定する。 国土交通省にてCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成27年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。	JAS規格については措置済み 一般的な設計法については、平成27年度までに検討、結論を得次第措置	国土交通省 農林水産省
4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認	人間の健康にとって機能性の高い成分を含んだ農畜産物について、その機能性を表示できる仕組みを早急に構築すること。	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成26年度中に検討の結論を得た上で実施する。	平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
5	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事(就労)することを可能とすること。	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。	措置済み	農林水産省 法務省 厚生労働省
6	多様化する農業法人での雇用労働への対応	農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱について明確にしたガイドライン等を作成すること。	農林水産省・厚生労働省の連名で、6次産業化に取り組む農業法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。	措置済み	厚生労働省
7	食品加工・輸出手続きの円滑化(食品衛生管理者の資格取得の円滑化)	食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加により、受講者の負担の軽減が図られるようにすること。	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3カ所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。	平成27年度措置	厚生労働省

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	実施時期	所管省庁
8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化	慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について、許可水利権が設定された水路における従属発電と同様の手続きで新規の発電水利権が得られるよう、手続の簡素化を行うこと。	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の水利使用手続について、以下①、②、③は「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を発出し、周知済み。 ①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	措置済み	国土交通省
9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和	小水力発電施設の設置のために必要なダム水路主任技術者の選任について、農業水利施設を活用した小水力発電を活用するため選任要件の緩和を行うこと。	平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、電気事業法に基づく告示及び内規を改正(平成26年3月施行・公表)し、 ①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とし、 ②農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うことを明確化した。	措置済み	経済産業省
10	食料品アクセス環境の改善	買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うこと。	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売にかかる許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	平成26年措置	厚生労働省
11	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	航空機製造事業法で定められる無人機については総重量100kg以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの150kgに引き上げるべき。	航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。	措置済み	経済産業省
12	外国人技能実習制度の見直し	技能実習期間(1号及び2号、合計3年)が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設するべき。	法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年6月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。	措置済み	法務省 厚生労働省

農林水産業の輸出力強化戦略

平成28年 5 月

目 次

I	農林水産業の輸出力強化に向けて（本戦略の趣旨）	1
II	民間の意欲的な取組を支援する「7つのアクション」と意欲ある農林漁業者や食品事業者に届ける「2つのメッセージ」	3
	1. 7つのアクション	3
	2. 2つのメッセージ	4
III	農林水産業の輸出力強化に向けた具体的な戦略	5
第1	民間の意欲的な取組を支援する	5
	1. 市場を知る、市場を耕す（ニーズの把握、需要の掘り起し）	5
	2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ（販路開拓、供給面の対応）	6
	3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る（物流）	8
	4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる（輸出環境の整備）	9
	5. 戦略を確実に実行する（推進体制）	11
第2	意欲ある農林漁業者、食品事業者にメッセージを届ける	12
	1. 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略	12
	2. 品目別の輸出力強化に向けた対応方向	12

I 農林水産業の輸出力強化に向けて（本戦略の趣旨）

我が国では少子高齢化が他の国より早いペースで進行しており、今後国内の食市場は縮小すると見込まれている。一方で世界に目を向ければ、日本と距離が近いアジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食市場は平成21年（2009年）の340兆円から平成32年（2020年）には680兆円まで倍増すると推計されている。

我が国のおいしくて、安全な農林水産物や日本食は、世界において高い評価を受けている。平成25年（2013年）には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、平成27年（2015年）に開催された「食」をテーマとする初の万博であるミラノ万博において日本館は高い評価を受けた。さらに、海外における日本食レストラン数も平成25年（2013年）の5.5万店から平成27年（2015年）には8.9万店に増加し、海外からの訪日客は平成27年（2015年）には年間1,974万人と過去最高を記録するなど、「日本食」に対して追い風が吹いている。

農林水産物・食品の輸出額は着実に伸びており、平成25年（2013年）から3年連続で過去最高額を更新し、平成27年（2015年）の輸出実績は7,451億円と、平成28年（2016年）に7,000億円という中間目標を1年前倒しで達成した。

このような状況の中、TPP協定が署名（平成28年（2016年）2月）された。TPP協定では、コメや牛肉など我が国が特に輸出の拡大を図っている品目全てについて、相手国の関税が撤廃されることとなった。TPPは、日本の農林水産物・食品を世界に売り込む大きなチャンスである。

今後、海外において食の需要が拡大すると見込まれる中で、輸出は、農林水産物・食品の販路拡大につながる重要な手段である。長い年月の間に培われた高い技術力により、四季がある日本で旬の農林水産物や多様な食品を提供できるということは、我が国の農林水産業・食品産業の強みである。海外のニーズに合った高品質な日本産品をより多く輸出できるよう、バリューチェーンをつなぐことができれば、農林漁業者や食品事業者の所得の向上が期待できる。

また、生産を拡大できる環境が整うことで、意欲ある若い担い手が新たに農林漁業に参入するとともに、ITなどの新技術を駆使して創意工夫にあふれた経営を実践していくことが可能となり、農林漁業の閉塞感を打開し地方創生につなげていける

ものと確信する。

輸出を実行していくのは農林漁業者であり、食品事業者である。主役たるこれらの事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取組が行われるよう、側面から支援していくことが政府の基本姿勢である。同時に、民間では対応できない外国の規制等への対応については、政府として全力で取り組む。

当ワーキンググループでは、輸出に関係する各分野（ニーズ・需要、販路開拓、供給面、物流、輸出環境整備）毎に、有識者から御意見を聞き、「農林水産業の輸出力強化戦略」を取りまとめた。

今後は、輸出を企画・議論する段階から一歩踏み出し、多くの事業者がこの戦略で盛り込まれた施策を活用して、具体的な行動を起こしていただくことを期待する。

また、個々の民間主体の情報を補い、意欲ある事業者の海外展開の一助となるよう、それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定した。

さらに、農林漁業者が発想を転換し、創意工夫を発揮して輸出にチャレンジするきっかけとなるよう、品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定した。

国内のマーケットに加えて、海外のマーケットが獲得できれば、農林漁業・食品産業の未来は開かれる。農林水産物・食品の輸出額については、平成32年（2020年）の1兆円目標を可能な限り早期に達成する。そして、農林漁業者、食品事業者と流通業者・物流業者や行政が力を合わせて、輸出の高みを目指す取組を進め、農林水産業の成長産業化を確かなものとするのが重要である。

農林水産業・地域の活力創造本部

農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ

Ⅱ 民間の意欲的な取組を支援する「7つのアクション」と意欲ある農林漁業者や食品事業者に届ける「2つのメッセージ」

輸出力強化のための具体的な戦略のうち、農林水産物・食品の輸出拡大の課題解決に不可欠で、スピード感を持って進めるべき新たな取組を「7つのアクション」として抽出した。官民がそれぞれの役割分担の下でこれらの取組に速やかに着手し、軌道に乗せていく。この秋には早速、「7つのアクション」の進捗状況等を検証することとする。

「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」は農林漁業者や食品事業者に向けての「2つのメッセージ」である。これらにより、輸出に関心のある事業者はもとより、関心のなかった方々、これから農林水産業に取り組もうとする方々に農林水産物・食品の輸出を視野に入れていただければ幸いである。そして、多くの事業者がこれらを活用して、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいただくことを期待する。

1. 7つのアクション

■ 情報の一元的提供

(まずは、「相手国・マーケット・ライバルを知る」)

- 現地のニーズなど輸出に関する情報をJETROに一元的に集約し、WEBやメルマガ等、ユーザーが使いやすい形で提供します。

■ 日本産の「品質の良さ」を世界に伝える

(日本の「強み」をアピール)

- JASの仕組みを活用し、海外の消費者・事業者に対して日本産品の品質や特色を担保する制度の創設を検討します。
- インバウンドとの連携や日本文化との一体的プロモーションに取り組み、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に結び付けます。

■ 「ライバル国に負けない」ための戦略的販売（リレー出荷・周年供給）を進める

(「売り込み体制を整えて、前へ」)

- 平成28年度に香港向けに本格的に実施する果物のリレー出荷をサポートします。
- 新たに国・地域別イベントカレンダーを策定することで、全国統一的なプロモーションを実施します。
- 最新の鮮度保持技術で、船舶により大量に高品質な農林水産物・食品を供給します。

■ 農林漁業者自身が海外において販売拠点を設ける取組をサポート

(「新しい発想の輸出をつくる」)

- シンガポールでの農水産物産直市場設置の取組に対する支援を検討します（まず「成功例をつくる」）

■ 既存の規制を見直し、国内の卸売市場を輸出拠点へ

(「いつもの市場から海外へ」)

- 市場施設を海外バイヤーに開放するとともに、コンテナヤード等の整備を進めます。
- 卸売業者と海外バイヤーが直接取引したり、海外バイヤーの依頼で、仲卸業者が産地と直接取引できるよう規制緩和します。

■ 諸外国の規制の緩和・撤廃のため、省庁横断でチームをつくり、戦略的に対処

(「輸出可能な品目・輸出先を増やす」)

- 食品安全、放射性物質、検疫、通関手続きなどの輸出に関する規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化させるため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム（仮称）」を設置します。

■ 国内の輸出関連手続きを改革

(輸出の「手間を省く」)

- 省庁が連携して各輸出関連証明書の発行手続きの抜本改革に取り組みます。
- 動植物検疫につき、これまでの主要海空港以外でも、早朝・夜間・土日・祝日も柔軟に対応します。

2. 2つのメッセージ

■ 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略を提示（※21の国・地域）

(個々の民間主体の情報を補い、新しい展開の一助へ。そして、意欲ある農林漁業者や食品事業者が、具体的に「売れる可能性」を感じてもらい、「海外に打って出る」きっかけに)

- 輸出先国の消費者の嗜好やライバル国の状況も調べ、幅広いルートでニーズを把握の上、重点品目、有望品目を設定します。
- 品目ごとのターゲット、販路開拓の取組も提案します。
- 今後も更新しながら、最新の情報を農林漁業者や食品事業者に提供します。

■ 品目別の輸出力強化に向けた対応方向を提示（※米、青果物、茶、畜産物、水産物など）

(広く農林漁業者へのメッセージ。「産地が変わる」きっかけに)

- 品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組方向を農林漁業者等に提供します。

Ⅲ 農林水産業の輸出力強化に向けた具体的な戦略

第1 民間の意欲的な取組を支援する

1. 市場を知る、市場を耕す（ニーズの把握、需要の掘り起し）

（1）現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する

- ・ 関係省庁、関係団体は、在外公館や現地事務所を通じるなどにより、現地の農林水産物・食品の市場に関する情報等を継続的に収集
 - ◇ 在外公館の「日本企業支援担当官（食産業担当）」は、現地の輸入に関する制度、公館のイベント等で供された日本食に対する反応などの情報を収集
 - ◇ JETROは、現地の食生活に関する一般情報、インストアショップでの販売状況、展示会・商談会等での反応や成約状況などの情報収集。あわせて、プロモーション活動やバイヤー招聘などの成功事例、失敗事例を評価・分析した情報も蓄積
 - ◇ 農水省は、輸出統計のより詳細な分析を行うとともに、分析対象国を10ヶ国から倍増
 - ◇ 観光庁・JNTO（日本政府観光局）は、訪日外国人旅行者の消費動向、ニーズなどの情報を収集
- ・ 上記により収集した情報を輸出戦略実行委員会と連携して JETROに一元的に集約。WEBやメルマガ等、ユーザーが使いやすい形で提供するとともに、プロモーション活動やバイヤー招聘などに反映。

（2）プロモーションを統一的、戦略的に行う

- ・ 輸出戦略の「参謀」として、民間有識者も参画した「企画戦略会議」を輸出戦略実行委員会の下に設置。プロモーションの企画・実行は、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となって統一的・戦略的に推進
 - 〔企画戦略会議の取組〕
 - ◇ 1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」を作成し、フェアの重複排除やイベント間の連携、出展者の掘り起しなどに活用
 - ◇ 共通ロゴマークなどプロモーションデザインを統一し、イベント・パンフレットなどでの使用を推進
 - ◇ リレー出荷、産地間連携の取組の企画・検証
 - ◇ インバウンドと農林水産物・食品の輸出の連携強化
- ・ JASの仕組みを活用し、海外の消費者・事業者に対して日本製品の品質や特色を担保する制度の創設を検討

（3）多様な方法でプロモーションを行う

- ・ 総理外遊等の際のトップセールスや東京オリンピック・パラリンピックなどの大型イ

ベントの機会を活用したプロモーションを実施

- ・ 在外公館やジャパン・ハウスを日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用
- ・ 在外公館のレセプション等に、著名シェフなど「インフルエンサー」を招待し、日本産品や日本食・食文化の魅力を広めてもらうよう働きかけ
- ・ 日本食普及の親善大使（平成28年2月時点34名）の活用や専門的知識を持つ人材育成を通じた日本産品や日本食・食文化の発信
- ・ 海外の酒類教育機関であるWSET(Wine and Spirits Education Trust)の講師候補者を日本に招聘することなどにより、ソムリエなど日本酒の専門的知識を持つ人材の育成
- ・ 海外食品のプロモーションで実績・ネットワークを持つ機関（SOPEXA）とJETROとの連携を通じた、新たなノウハウ・ネットワークを導入したプロモーションの実施
- ・ 日本産品や日本食・食文化を紹介した放送コンテンツ、ポータルサイト及びアプリの作成や取材機会の提供により、様々な海外メディア・WEBメディア等を活用して世界に発信
- ・ 日本酒アプリ“sakefan World”の充実と展示会における活用等の促進〔民間〕

（４）日本文化・食文化と一体として、売り込む

- ・ 海外主要都市において、レストラン、販売スペース、展示スペースなど、日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- ・ 和食等の食文化や食器等の伝統工芸品、コンテンツ等の日本文化と食材をセットにしたイベントの実施

（５）インバウンドを輸出に結び付ける

- ・ 広域観光周遊ルートにおけるモデルコースや食・農業体験などを活かした旅行など、「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売
- ・ 「食と農の景勝地」認定制度の導入や「農泊」の推進（平成32年度までに50地域）による、外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組の拡大
- ・ 日本の農林水産業や日本食・食材の魅力を発信する「ジャパン・ハーヴェスト」（平成28年11月・東京）等の開催
- ・ 道の駅、空港、クルーズ船の寄港地などにおける、外国人旅行者を対象とした農林水産物・食品のお土産としての持ち帰りを促進
- ・ 持ち帰り可能な農畜産物がわかる多言語化リーフレットの配布
- ・ ビジット・ジャパン事業を通じ、日本産品や日本食・食文化等についての情報を、国・地域ごとの消費動向等を踏まえて選択しつつ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ（販路開拓、供給面の対応）

（１）輸出についての相談をしやすくする

- ・ JETROと農林水産省の相談窓口の有機的連携と相談体制の強化
 - ◇ 相談窓口の連絡先などを記載したパンフレット等の作成・配布
 - ◇ 輸出に関心のある農林漁業者や食品事業者に対する出張説明
- ・ JETRO専門家（輸出プロモーター、新輸出大国コンソーシアム専門家）や6次産業化プランナー（平成28年度中に輸出に関する相談・アドバイスを行える人材を100名確保）による相談内容に応じた様々な専門家の支援
- ・ 農林漁業者や中小食品事業者などを対象とした輸出実務に関する研修会・セミナー等の充実

（２）農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける

- ・ 海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- ・ 見本市については、①集客力が大きく、近隣国からもバイヤーが集まるフラッグシップとなるものへの出展、②今後の輸出拡大が特に強く期待できる国での出展を拡大
- ・ 商談会での成約率を上げるため、①商談前に、参加者に基礎知識を習得するためのセミナーや事例紹介、国内の貿易業者の紹介を行う、②商談後に、取引状況の分析結果や現地マーケット情報を提供するなど、参加者に対するフォローアップを強化
- ・ 国内貿易業者や海外バイヤーのリストを常に最新情報に更新するとともに、輸出先や取扱品目など各業者の情報を追加
- ・ 輸出を希望する農林漁業者・事業者とその商品のリスト化を行い、海外バイヤー等に提供

（３）様々な販売ルート、販売手法を提案する

- ・ 日本産食材を積極的に使用するレストラン等として認定を受けた「日本産食材サポーター店」や日本料理の知識・技能が一定レベルに達した者として認定を受けた外国人料理人を増やして、日本の食材・食品の利用・販売を促進（平成30年度までに「日本産食材サポーター店」を3,000店舗以上認定。平成30年度までに日本料理の調理技能認定において1,000名以上認定）
- ・ 外国人が国内の日本料理店で働きながら伝統料理等の技術を修得する取組を推進
- ・ 日系コンビニや現地スーパー等における日本の食材・食品の試験販売を実施（平成28年11月、ベトナムの日系コンビニ200店舗で実施）
- ・ 海外に産直市場を設置し、農林漁業者から生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組を支援（シンガポールでの構想を検討）
- ・ JAグループにおいて、農業者等のリスクをカバーする等の多様なニーズに一元的に対応する輸出促進のための新法人を立ち上げるとともに、シンガポール等における輸入拠点の段階的な整備を検討
- ・ ネットを活用した宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進〔民間〕
- ・ 機内食、健康食、冷凍食など新分野への参入による市場開拓〔民間〕

- ・ 現地の消費者に日本食や食文化などを説明できる現地販売員を育成するとともに、現地の消費者に食べ方、調理法、文化的背景等の知識を伝えるための調理デモンストレーションや試食を推進
- ・ 和牛のモモ肉やバラ肉等の良さを引き出す食べ方（焼き肉、すき焼き等）や薄切りといった技術を海外のシェフや流通・小売業者に習得させるための取組の推進（平成28年度以降3年間で、計8ヶ国50人のシェフ等を日本に招聘）

（４）代金決済の不安を取り除く

- ・ 低保険料率の農林水産業関係法人向け貿易保険の新設（「中小企業輸出代金保険」の対象法人の拡充）と利用の促進（農水食品分野での利用社数を3年間で現在の3倍以上である150社以上。）
- ・ 出荷から実際の輸出に至るまでの各種輸出手続き等を代行・支援する体制を整備〔民間〕
- ・ 輸出に取り組む事業者に対し、海外バイヤーの信用調査サービスを提供

（５）海外ニーズにマッチして、生産する

- ・ ジャパンブランドの定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- ・ 青果物については、日本青果物輸出促進協議会が、各産地が行う販促イベントの時期を調整し、産地が連携して通年で販売する体制を新たに構築（平成28年度に香港で実施）
- ・ 輸出先国のニーズに対応した新品種の開発・導入の推進や優良品種への転換
- ・ 省力化・収量増、コスト低減につながる新しい栽培技術の開発・導入の推進
- ・ ロボット技術やICT等の先端技術を応用した技術開発を推進

（６）海外輸入規制に適合して、生産する

- ・ 輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法・検査体制等の確立・導入の推進
- ・ 輸出先国の残留農薬基準をクリアするための防除体系の確立・導入の推進
- ・ 動植物検疫が不要な加工形態の商品の開発・輸出の取組の推進
- ・ 各都道府県に専門家をメンバーとする産地サポート体制を整備し、輸出先国の規制に対応した防除・生産・選果等に関する助言・技術指導等を実施
- ・ HACCP、ハラールなど輸出先国が求める食肉処理施設の整備を関係者の合意に基づき推進

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る（物流）

（１）安く運ぶ

- ・ 改正物流総合効率化法の活用による共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
- ・ 就航ニーズの高い国内空港の発着便数の拡大等による競争環境の整備

- ・ 空港着陸料減免措置の継続
- ・ 成田空港での冷蔵倉庫増床に係る賃料の割引措置の導入に向けた検討
- ・ 生鮮品の大量かつ低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- ・ 空港における流通加工基地の設置など流通工程の簡素化〔民間〕

(2) より多く、品質を守って、運ぶ

- ・ 空港・港湾等の輸出拠点周辺における冷蔵倉庫等の整備の促進
- ・ 成田空港において、貨物上屋の機能向上や貨物エリア内の導線改良を実施
- ・ 那覇空港において、暫定LCC施設の移設による貨物エリア拡大や駐機スポットの増設。
また、国際物流ハブ化に向けた検討を推進
- ・ 港湾におけるリーファーコンテナ輸出環境の向上
- ・ 官民ファンドを活用した日本企業による海外コールドチェーン事業の参入に対する支援（ベトナムで冷凍冷蔵倉庫が平成28年8月稼働予定）
- ・ 海外の物流環境改善に向けた政府間対話等の推進
- ・ クール宅配システム等の規格化・国際標準化に向けた取組の促進

(3) 中小事業者が売りやすくする

- ・ 卸売市場施設を海外バイヤーや輸出業者が有効利用できるような施設の開放を促進するとともに、海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるよう規制を緩和
- ・ 卸売市場内に輸出向けに利用できるコンテナヤード等を整備するとともに、市場内で各種輸出関係証明書を発行
- ・ 官民ファンドを活用したジャパンモール（日本産品・日本製品の販売店や日本食レストランが集積した商業施設）の設置・運営の支援（シンガポールで平成28年7月開業予定、マレーシアで平成28年10月部分開業予定）
- ・ 海外に産直市場を設置し、農林漁業者から生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組を支援（シンガポールでの構想を検討）【再掲】
- ・ JAグループにおいて、農業者等のリスクをカバーする等の多様なニーズに一元的に対応する輸出促進のための新法人を立ち上げるとともに、シンガポール等における輸入拠点の段階的な整備を検討【再掲】
- ・ ネットを活用した宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進〔民間〕【再掲】

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる（輸出環境の整備）

(1) 輸出手続の手間を省く

- ・ NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の範囲の拡大（輸出証明書（原発事故関連）、漁獲証明書、衛生証明書について、平成28年度中

の実施を目指し、関係省庁間で調整)

- ・ 証明書窓口・受領場所の拡大(卸売市場における輸出証明書(原発事故関連)の受領、漁獲証明書を発行する都道府県の拡大等について、平成28年度中の実施を目指す)
- ・ 国際的にネットワーク化の動きがある証明書(植物検疫証明書・動物検疫証明書)について電子化を推進
- ・ 衛生証明書関係の発行手続きの簡素化、迅速化
 - ◇ 地方厚生局等における衛生証明書等発行申請のペーパーレス化
 - ◇ 中国向け水産食品について、同一製品を継続して輸出する場合には自主検査成績書の添付を不要、外観やにおいなどの確認報告書の添付の不要等
 - ◇ EU向け水産食品について、一定の要件を満たした場合に輸出時の現場検査の頻度回数を削減
 - ◇ 輸出認定施設外の倉庫に搬出・保管された食肉についても、衛生証明書を発行
- ・ 各種輸出関連証明書の申請発行手続きに関する情報を容易に検索できるサイトの開設(平成28年度中に開設)
- ・ 主要空港の税関や植物防疫所・動物検疫所は24時間365日体制で対応(それ以外の場所でも事業者の要請に応じて早朝・夜間、土日・祝日も柔軟に対応)

(2) 輸出の障壁を下げる

- ・ 食品安全、放射性物質、検疫、通関手続き、流通業・物流業等の外資規制などの輸出に関する規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化させるため、内閣官房に関係省庁を構成員とする「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置
[対応チームの役割]
 - ◇ ヒアリングなどにより、輸出に取り組む民間企業等の意見や要望等を幅広く把握し、交渉方針等に反映
 - ◇ 交渉の選択肢を広げるため、各省庁から課題を出し合い、オールジャパンで交渉方針等を決定
 - ◇ 交渉方針に基づき関係省庁が相手国に働きかけ、その結果を共有しながら解決を図る
- ・ 海外からの病虫害等の侵入により輸出が止まることがないように、動植物検疫体制を強化
- ・ 家畜疫病発生による畜産物輸出の即時全面ストップを回避するため、相互に輸入停止を発生地域に限定して輸出を継続できるシステムの構築(アメリカ、EUと協議中)
- ・ 海外での日本の既存添加物の使用が認められるよう、海外当局への申請に必要な安全性試験等を実施(平成28年度からクチナシ青色色素、クチナシ黄色色素、ベニコウジ赤色色素の安全性試験等を実施)
- ・ 海外での残留農薬基準(インポート・トレランス)が設定されるよう、海外当局への申請に必要な各種試験を実施。

- ・ 新規に登録及び残留農薬基準の設定が行われる農薬について、輸出先国においても同時期に基準が設定されるようOECD諸国と国際共同評価を行うとともに、アジア諸国に対して国際共同評価への参加を働きかけ

(3) 国際規格・認証をとる

- ・ 海外の小売事業者等から要求される、GLOBAL G. A. P. などの国際的な認証取得の推進
- ・ 日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築
 - ◇ GAP（平成28年度から認証を開始し、最初の1年間に10件以上の認証、平成29年度の国際的な申請を目指す）
 - ◇ HACCPをベースにした食品安全管理規格（平成28年度から認証を開始し、最初の1年間に10件以上の認証、平成29年度の国際的な申請を目指す）
 - ◇ 水産エコラベル（平成29年度までにMELジャパン（マリン・エコラベル・ジャパン）の中に輸出向け水産物の認証スキームを構築することを目指す）
 - ◇ 国際クール宅配システム（平成28年度中の国際規格策定を目指す）
- ・ HACCPの制度化への検討（「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、平成28年末を目途に報告書とりまとめ）

(4) 本物を守る

- ・ 地理的表示（GI）について、諸外国と相互にGIを保護できる制度を整備するとともに、GIマークの海外における商標登録を推進。
- ・ UPOV（植物新品種保護国際条約）91年条約への加盟を強く働きかけるとともに、海外での知的財産権（特許、商標、意匠、新品種育成者権等）の取得や知財トラブルへの対応を支援

(5) イスラム市場に打って出る

- ・ 各国ごとに異なるハラール認証に関する情報を収集し、随時更新するとともに、JETROにハラール食品の専門家を設置し、ハラールセミナーを集中的に開催
- ・ 関係者の合意に基づくハラール対応可能な食肉処理施設の整備を推進

5. 戦略を確実に実行する（推進体制）

(1) 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める

- ・ 輸出戦略を着実に推進するため、輸出戦略実行委員会に新たに企画戦略会議を設置するとともに、現行の部会などの役割分担、組織・メンバーの見直しを実施
- ・ 輸出戦略実行委員会において、毎年度、PDCAサイクルに基づき、輸出戦略に基づく実行状況等を検証し、必要な見直しを実施
- ・ 輸出戦略に関する説明会を全国各地で開催するとともに、ホームページやSNS等を活

用した情報提供を実施

(2) 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる

- ・ 主要輸出先国において、在外公館、JETROの海外事務所、輸出業者、日本食レストラン、日系のスーパー・コンビニ、日系物流事業者、現地バイヤー等が、現地の情報や課題を共有し、関係者が協力して課題解決に取り組む体制を検討

第2 意欲ある農林漁業者、食品事業者にメッセージを届ける

1. 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・ 個々の民間主体の情報を補い、意欲ある農林漁業者・食品事業者の海外展開の一助となるよう、それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定（別紙1）
- ・ 今後、それぞれの国・地域ごとの有望品目、ターゲット（所得層、年齢層、民族、都市など）、プロモーション方法等に関する分析を更に進めるとともに、毎年度、「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」に基づく実行状況等を検証し、戦略を深化

2. 品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・ 農林漁業者等が、発想を転換し、世界のマーケットにも目を向けて、創意工夫を発揮して輸出にチャレンジするきっかけとなるよう、米、青果物、茶、花き、畜産物、水産物、加工食品、アルコール飲料、林産物について品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定（別紙2）
- ・ 毎年度、「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」に基づく実行状況等を検証し、必要な見直しを実施

農林水産物輸出インフラ整備プログラム

平成28年11月

目次

I. はじめに	1
II. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針	1
1. ハード面のインフラ整備	1
(1) 総論	1
(2) 各論	2
①生産・加工・集荷拠点	2
②物流拠点	3
③海外拠点	3
2. 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）	4
(1) 事業者等へのサポート体制の整備	4
(2) 制度・手続面の整備・改善	4
III. 当面の具体的整備案件	4
1. ハード面のインフラ整備	4
(1) 生産・加工・集荷拠点	4
①農産物関係	4
②畜産物関係	5
③水産物関係	5
(2) 物流拠点	6
(3) 海外拠点	7
2. 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）	7
(1) 事業者等へのサポート体制の整備	7
①オールジャパンの輸出に向けたブランディング・プロモーション、 サポート体制の整備	7
②地域等の取組の促進	7
③官民ファンドの活用	7
④技術的サポート体制の整備	8
(2) 制度・手続面の整備・改善	8
①規格・認証や知的財産に関する制度の活用促進と規制の緩和・撤廃	8
②輸出関連手続の改革	8

(別紙) 当面の具体的整備案件リスト

I. はじめに

平成28年5月に取りまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」を着実かつ強力に実行していくためには、輸出インフラの整備が鍵となる。農林水産物・食品は、工業製品などと異なり品質が劣化しやすいため、梱包や保管を適切に行うとともに、輸出先の衛生基準に適合する施設を整備することが必要となる。また、保存できる期間に制約があるため、積替えや開封の頻度を減らし、検疫などの輸出関連手続を迅速に行うことにより、可能な限り速やかに届けることも必要である。

このため、既存の輸出拠点の最大限の活用に加え、産地施設にとどまらず、卸売市場や物流センター、さらには輸出手続を円滑・迅速に進めるための施設までを含め、輸出拠点として戦略的かつ重点的に整備していくことが有効と考えられる。また、ハード面のインフラ整備にとどまらず、輸出サポート体制の強化などソフト面のインフラ整備も重要である。

以上の方針に沿って、本プログラムに基づき、農林水産物・食品の輸出拡大に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備を進める。

なお、本プログラムは、原則として、毎年見直しを行うものとする。

II. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

1. ハード面のインフラ整備

(1) 総論

農林水産物・食品の輸出拡大に当たっては、輸出先により移動距離や衛生基準が異なることも踏まえ、必要な施設等の整備に当たっては、とりわけ、以下の4つの機能を重視する。その際、生産地から海外市場までとぎれることなく効率的に産品を届けられるよう、全国的な視点で有効と考えられる地点に重点化・集約化を図る。

機能1：輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷を行う機能

機能2：品質や鮮度を保ち必要な時期にタイミング良く送り出す保管・梱包・積出し機能

機能3：産品の積替えや再梱包の手間・コストを抑えて輸送するための集約化機能

機能4：より短時間に輸出関連手続を進めるためにワンストップ化・迅速化する機能

上記機能のうち、機能1、2は主として産地や加工場等の生産・加工・集荷拠点、機能3は卸売市場や物流センター、空港・港湾等の物流拠点、機能4は産地から空港・港湾までの間で合理的な地点に設置することが想定される。

また、より効果的に輸出を増加させるため、ハード面のインフラ整備を行っている地点で輸出サポートなどソフト面の対策を強化したり、逆に需要開拓や生産者とのマッチング

などソフト面の取組を実現するために施設整備を行うなどハード・ソフトの一体的な取組を重点的に推進する。

(2) 各論

①生産・加工・集荷拠点

(A) ハード面の整備

【農産物－コメ】

- ◎船便輸送、通関、輸出先における流通・保管など、とう精してから消費者に販売されるまでの期間が長期化することに伴う害虫の発生や酸化による品質低下を防ぐ処理が必要である。
- ◎今後、長期間高品質な状態を保持するための真空包装設備等の整備を推進する。

【農産物－青果物・花き・茶】

- ◎植物検疫条件、残留農薬基準、サイズや風味・色などの好みが我が国とは異なる農産物の輸出に向けて、生産・集出荷体制や、これらに対応するための施設を整備する必要がある。また、製品によっては収穫時期と海外市場での需要が高まる時期のずれに対応するとともに、輸出期間の長期化を可能とするため、長期保存を可能とする貯蔵庫の整備も有効である。
- ◎具体的には、輸出潜在性の高い農産物の産地を中心に、輸出用の農産物を選別する設備、輸出向けの農産物加工施設、収穫した農産物を適温で輸出先ごとに保管するための低温貯蔵庫やC A（空気組成調整）貯蔵庫等を備えた施設、輸出先の植物検疫条件に対応が可能となる施設、高水準な衛生管理体制を備えた施設等の整備を推進する。

【畜産物】

- ◎特にH A C C Pに基づく高い衛生水準を求められる米国又はE Uに牛肉や豚肉を輸出可能な食肉処理施設は限られており、地域的な偏りも見られる。今後は、意欲ある生産者等が円滑に輸出に取り組めるよう施設整備を進める。
- ◎地域における関係者の合意に基づき、と畜、解体、カットから輸出まで一貫して行える施設の整備を推進する。

【水産物】

- ◎水産物は鮮度劣化が早いことから、迅速かつ衛生的に処理を行う必要があり、特に輸出向けのものは、陸揚げから荷さばき、加工、出荷に至る一貫した衛生管理体制の構築が不可欠である。
- ◎このため、主要な漁港等を中心として密閉型荷さばき所や冷凍・冷蔵設備の整備を行い、品質・衛生管理の高度化や漁獲物の陸揚機能や処理能力の向上を図るとともに、水産加工施設のH A C C P対応を推進する。

(B) 施設整備と一体的に行うソフト面の対策

- ◎海外製品に対する競争力を強化するため、高品質化・高付加価値化や生産・物流コスト低減に向けた取組を行う。また、農林水産物を一次加工し、高付加価値化を図る。
- ◎GAPやHACCP等の国際的に通用する取組に対応した施設・体制を構築・運営するため、必要な支援や人材育成を進める。
- ◎輸出に当たっては、国内輸送とは異なる工夫が必要となることから、国内の生産・加工地から海外の販売者までを効率的に、かつ品質を保持して結ぶ実証的取組を促進する。
- ◎拠点周辺の加工事業者等による輸出協議会の形成・活性化を通じ、産地の強みを活かした輸出を促進する。

②物流拠点

(A) ハード面の整備

- ◎積替えや再梱包の回数を減らすため、産地・加工地等から直接産品を搬入できるよう、卸売市場や空港・港湾に近い物流拠点にコールドチェーン対応が可能な荷さばき所や一時保管倉庫を整備する。また、輸出関連手続のワンストップ化につながるようコンテナを積載するためのコンテナヤード等を広域的な集約化の観点も踏まえつつ整備する。
- ◎集荷した産品を一次加工し、付加価値を高めて輸出するため、高水準の衛生管理が可能な加工処理施設を整備する。
- ◎とりわけ、空港や港湾等の近隣に接する卸売市場を拠点に一定規模以上の輸出が行われるよう施設整備を促進する。

(B) 施設整備と一体的に行うソフト面の対策

- ◎生産・加工・集荷拠点と同様、HACCP等の国際的に通用する取組に対応した施設・体制を構築・運営するために必要な対策や人材育成とともに、海外製品に対する競争力強化を図るため集荷力を高めるなど物流コスト低減に向けた取組を進める。
- ◎出荷時に輸出関連手続をワンストップで一括して行えるよう手続の効率化を図る。

③海外拠点

(A) ハード面の整備

- ◎海外での流通コストを削減し、我が国の生鮮品等の魅力を海外消費者に直接伝えるため、生産者等が海外において利用できる産直市場的な施設の設置を進める。
- ◎また、日本食の人気があるアジアや欧米の主要都市において、食に関連して「日本らしさ」を前面に出して売り込みを行う拠点を整備する。例えば、高級加工品を含めテーマを設定しながら日本食文化の展開とパッケージで売り込みを行う。

（Ｂ）施設整備と一体的に行うソフト面の対策

◎産直市場的な施設の事業可能性を測るため、現地調査を行う。

◎事業を実施する段階では、海外産直市場設置者や輸出を行う事業者に対し、官民ファンドの活用等により事業の円滑化を図る。

２．輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

（１）事業者等へのサポート体制の整備

オールジャパンで戦略的なマーケティングやブランディングを行うとともに、生産者・事業者に必要な海外現地需要等の情報を把握・分析し、当該生産者・事業者への助言や商社・物流業者等とのマッチング等をサポートする体制を強化する。

（２）制度・手続面の整備・改善

日本産農林水産物・食品の品質や特色の魅力発信につなげるため、国際標準化を見据えたＪＡＳ規格、ＧＡＰやＨＡＣＣＰに関する日本発の国際的に通用する民間規格・認証の仕組みの構築・充実・普及を図る。また、地理的表示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護を図る。

その一環として、ＪＡＳ法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用する認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的にＪＡＳを活用する。

生産者・事業者からの要望等も踏まえ、様々な外交の場等を広く活用して海外の規制の緩和・撤廃に向けた取組の加速化を図る。

省庁が連携して各輸出関連証明書の発行手続の抜本改革に取り組む。

Ⅲ．当面の具体的整備案件

１．ハード面のインフラ整備

当面、４１ヶ所の輸出拠点の形成に取り組むこととし、以下、主要なものを例示する（その他の当面の具体的な整備案件については別紙を参照）。

この他、輸出に取り組む民間事業者への多様な支援として、戦略的かつ重点的に整備される施設の効果をより高めるために、国内の生産・加工地から海外の販売者までを効率的に、かつ品質を保持して結ぶ実証的取組等のソフト面の対策を一体的に実施する。

（１）生産・加工・集荷拠点

①農産物関係

■青果物・輸出向け梱包作業の自動化でりんごの輸出力を強化

つがる弘前農業協同組合（青森県弘前市）

【主な輸出産品】りんご

【主な輸出先】台湾、ベトナム等

- ◎りんご輸出に際しては、国内向け出荷と異なり、検疫対象害虫の確認や、鮮度保持対応の梱包といった手作業が必要となる。現在、高齢化等で労働力の確保が年々困難となる中、産地では新たな輸出業者からの取引の申込みを断らざるを得ない状況に至っている。
- ◎選果における防除コストの削減と外観品質向上を可能にする、輸出用エアードスターや自動梱包装置、パレタイザーを含む輸出向け集出荷施設の整備を行うことで、防除能力及び出荷能力の向上を図る。

②畜産物関係

■和牛の輸出拠点化

京都市中央卸売市場第二市場（京都府京都市）

【主な輸出産品】和牛等

【主な輸出先】EU、米国、シンガポール等

- ◎現在、和牛輸出のためには輸出先が求める衛生基準を満たす遠方の施設へ牛を輸送する必要があり非効率な状況となっている。
- ◎このため、天井高の不足の解消や高度な衛生管理、温度管理を実現するとともに、対欧米輸出施設認定を取得するため、施設整備を進める。
- ◎施設の整備後は、京都府産和牛を中心に様々なブランド牛を集荷するとともに、販路の多角化などを進めて輸出を拡大する。

■国内最大級の牛肉・豚肉輸出拠点の輸出能力拡大

（株）ミヤチク都農工場（宮崎県都農町）

【主な輸出産品】牛肉、豚肉

【主な輸出先】EU、米国、香港、シンガポール等

- ◎先駆的に牛肉輸出を開始し、現在、米国に高い輸出実績（宮崎牛は対米牛肉輸出の4割）を有している。今後、さらにEUにも輸出先を拡大するため、新たな施設整備を行い、EU向けの認定を取得する必要がある。また、豚肉についても輸出が行えるよう、新たに輸出対応施設の整備を進める。
- ◎これらの施設整備によって、国内最大級の輸出能力をさらに強化し、輸出量の増大を図る。

③水産物関係

■漁港における高度な品質・衛生管理体制等の整備

境漁港（鳥取県境港市）

【主な輸出産品】サバ類、イワシ類、ブリ等

【主な輸出先】タイ、ベトナム等

- ◎輸出を促進するため、漁港での陸揚げから出荷までの一貫した高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。
- ◎このため、屋根付き岸壁や密閉型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等を一体的に整備する。

（２）物流拠点

■卸売市場：ハブ国際空港近接の卸売市場の活用

成田市公設地方卸売市場（千葉県成田市）

【主な輸出産品】梨、メロン、さつまいも、水産物等

【主な輸出先】EU、マレーシア、米国等

- ◎現在の成田地方卸売市場は、高度な衛生管理や温度管理等を行える施設が不足している。また、海外の幅広い需要に応えるには集荷力が十分でない。
- ◎このため、空港隣接地に輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや加工処理施設（EU向け輸出施設認定を目指す）等を備え、迅速・合理的な輸出手続をワンストップで行える新市場を整備し、輸出拠点とする。
- ◎また、集荷力のある外部卸売業者等と連携して同市場に直接集荷する。さらに、加工処理施設も併せて整備し、鮮魚の一次加工品などを輸出する。

■卸売市場：和牛の輸出拠点化

京都市中央卸売市場第二市場（京都府京都市）

〔再掲〕

■卸売市場：最適な温度管理で高品質な花きを輸出する拠点の整備

大阪鶴見花き地方卸売市場・㈱なにわ花いちば（大阪府大阪市）

【主な輸出産品】花き

【主な輸出先】米国、カナダ、EU等

- ◎切り花の輸出額が増加しているものの、大阪鶴見卸売市場には輸出用の物流施設がないため、日本産ならではの切り花の品質の高さを維持する体制が必要である。
- ◎このため、全国から高品質な花きが集まり、花き流通の要となっている同市場において、温度変化のない荷受を可能にするドックシェルターや、低温で選別できるパッキングセンター、品目毎に温度管理ができる保管庫、病害虫対策のための燻蒸スペースを含む輸出専用集出荷施設の整備を行うとともに、輸出向け包装資材のデザインや規格を統一することで、コールドチェーン体制と日本産花きのブランド構築を図る。

■物流センター：青果物の輸出専用拠点の構築

東京流通センター（東京都大田区）

【主な輸出産品】りんご、梨等青果物

【主な輸出先】台湾、香港等

- ◎現在、大田市場は屋根だけであり、輸出用の低温貯蔵庫もない状況であるため、品質が

劣化しやすい。輸出のため、市場を経由せずに産地から港湾や空港に輸送するとしても、数量が少なく輸送費も割高になる。

- ◎このため、東京港、横浜港、羽田空港に近接する東京流通センター内に、輸出専用の低温集出荷貯蔵施設を整備するとともにHACCP認証を取得し、外国のバイヤーと信頼関係を構築している大田市場の仲卸団体が輸出を行う。
- ◎これによって製品の品質劣化を抑制するとともに、まとまった数量を直接輸出用コンテナに積み込んで物流コストの低減を図る（他に水産品、牛肉、加工品等も扱う予定）。

（３）海外拠点

- ◎海外における産直市場的な取組について、シンガポール、香港、台湾等において、継続可能なモデルの構築のための現地調査等を行う。この一環で、以下のような取組も進める。
 - ・海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築
 - ・海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等
- ◎これらの調査を踏まえ、日本から生鮮品・一次加工品等を直接輸出し、現地において加工・販売する産直市場等の設置を検討する。

２．輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

（１）事業者等へのサポート体制の整備

- ①オールジャパンの輸出に向けたブランディング・プロモーション、サポート体制の整備
生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化したオールジャパンのブランディング・プロモーション、サポート体制（「日本版SOPEXA（仮称）」）を整備する。この組織は、JETROの組織を活用しつつ、将来民営化することを視野に、意思決定の独立性、民間企業等の外部人材の登用、成果主義の導入により、事業を遂行する。

②地域等の取組の促進

具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する全国団体や地域商社、農業協同組合（JA）等の取組を促進する。

③官民ファンドの活用

海外の産直市場の設置者や輸出を行う事業者等に対して、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の支援事業者の仕組みの活用等により事業の円滑化を図る。

④技術的サポート体制の整備

輸出先の規制に対応した防除体系、栽培方法、選果等のノウハウの普及のため、検疫や防除・生産技術の専門家を組織化し、輸出に取り組む意欲的な産地に対する技術的サポートを実施する。

（２）制度・手続面の整備・改善

①規格・認証や知的財産に関する制度の活用促進と規制の緩和・撤廃

- ◎ J A S 法に基づくこれまでの制度のあり方を見直すこととし、関係法案の次期通常国会提出を検討する。
- ◎日本発の G A P や食品安全管理規格を構築するとともに、仕組みの充実や認証の国際規格化を促進する。
- ◎輸出の円滑化や海外の事業者との取引促進のため、G A P や H A C C P 等に関する国際的に通用する規格・認証の取得を推進する。
- ◎諸外国と相互に地理的表示（G I）を保護できる制度を整備するとともに、G I マークの海外における商標登録を推進する。
- ◎アジアを中心に U P O V（植物新品種保護国際同盟）91 年条約への加盟を強く働きかけるとともに、日本品種の海外流出防止のため、海外での植物品種の登録を促進する。
- ◎海外での知的財産権（特許、商標、意匠等）の取得や知財トラブルへの対応を進める。
- ◎在外公館や J E T R O 在外事務所等が、農林水産品・食品の輸出に関連して事業者等が直面する課題について、事実関係を確認するとともに、輸出先の政府に改善を働きかける体制を整える。

②輸出関連手続の改革

- ◎ N A C C S（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の範囲の拡大
- ◎証明書窓口・受領場所の拡大
- ◎衛生証明書関係の発行手続の簡素化、迅速化
- ◎主要空港の税関や植物防疫所・動物検疫所は 24 時間 365 日体制で対応（それ以外の場所でも事業者の要請に応じて早朝・夜間、土日・祝日も柔軟に対応）

(別紙)

当面の具体的整備案件リスト

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
1	農産物 (青果)	つがる弘前農業協同組合 (青森県弘前市) 【集出荷施設】	・りんご輸出に際しては、国内向け出荷と異なり、検疫対象害虫の確認や、鮮度保持対応の梱包といった手作業が必要となる。現在、高齢化等で労働力の確保が年々困難となる中、産地では新たな輸出業者からの取引の申込みを断らざるを得ない状況に至っている。 ・選果における防除コストの削減と外観品質向上を可能にする、輸出用エアードスターや自動梱包装置、パレタイザーを含む輸出向け集出荷施設の整備を行うことで、防除能力及び出荷能力の向上を図る。	りんご	台湾、香港、シンガポール、中国、タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、インドネシア
2	農産物 (青果)	株)GRA(宮城県山元町) 【植物工場】	・本事業者は、宮城県山元町の復興から活動を始め、いちごをハウス栽培。「とちおとめ」、「もういっこ」を「ミガキイチゴ」の統一ブランドで販売。 ・輸出に際しては、 ①安定供給の難しさ(長期保存できない) ②輸送コスト低減化(長期保存できず、かつ栽培規模が小さいため、大ロット化が難しい) ③残留農薬基準対応(基準の違いから、台湾向け栽培が難しく需要に対応できない) が課題であるため、氷温貯蔵庫を備えた輸出対応型減農薬栽培施設を整備する。 ・これにより、以下を実現する。 ①収量増需要を逃さない(収量増と氷温貯蔵庫による鮮度保持(2～3日)が可能になり、ニーズに応じて11月から6月まで切れ目なく出荷) ②輸送コストを抑える ③減農薬栽培により台湾向けの輸出を増加させる。	いちご	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ
3	農産物 (青果)	株)くしまアオイファーム(宮崎県串間市) 【集出荷貯蔵施設】	・現状の施設では、かんしょ貯蔵施設の容量が限られており、需要に応じて輸出量を増やすことが困難。 ・また、洗浄・選別作業は個々の農家が行う場合が多いが、海外で需要が多い小サイズのもの選別や洗浄に手間がかかり、集出荷量を増やす上での大きな妨げ。 ・さらに、小ロットで輸出する場合、他の作物の貯蔵適温(概ね5℃以下)のコンテナに混載せざるを得ないため、品質が劣化。(かんしょの適温は13℃) ・このため、大サイズ(国内向け)、小サイズ(輸出向け)の仕分け作業を一手に行う洗浄・選別施設を整備することで、農家の労力を軽減し、出荷規模を拡大するとともに、貯蔵施設の整備により集出荷能力を増強することで南九州におけるかんしょ輸出の拠点を形成する。 ・これにより、出荷ロットの確保も可能となり、単独コンテナでの出荷で品質劣化の防止を図る。	甘藷	香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア
4	農産物 (コメ)	いしのまき農業協同組合 (宮城県石巻市) 【カントリーエレベーター】	・産地では、現在、直播や農地集積などの低コスト生産の取組により海外の中間層を狙える価格(300～600円/kg)の実現を図っている。また、輸出にも通用するJ-GAP Advanceを取得し、海外での販売に当たって安全・安心を訴求できるよう取り組んでいる。 ・これらを前提に、輸出先のニーズに応じて出荷できるよう、精米設備、真空包装設備を備えた輸出用サイロを整備し、輸出用米を明確に区分管理。 ・これによって、国内と残留農薬基準が異なる輸出先に対するコメの区分が可能となり、また、船便輸送、通関、輸出先における流通・保管など、消費者に販売されるまでの長期間にわたった貯穀害虫の防止、酸化による品質低下解消等が可能となる。 ・加えて、販売時にはタンパク質などの品質データを付すことで、付加価値をさらに付けることを進める。	コメ	シンガポール、香港、台湾
5	農産物 (茶)	(農)愛知てん茶組合(愛知県西尾市) 【集出荷施設】	・輸出事業者(茶商)からは、輸出相手国ごとに異なる残留農薬基準への対応、海外消費者の好みに合わせた色、風味などきめ細やかに対応した様々なたん茶が求められており、多様なたん茶を集荷・区分管理することが必要。 ・本組合の冷蔵倉庫は県内の3カ所に分散しており、手狭で作業効率が悪いことから、茶商からの個別の注文に応えるために作業効率を高め、物流コストを削減することが必要。 ・今回、移動式ラックを有した集出荷施設の整備により、使用農薬ごとや品種・品質ごとにてん茶を区分して管理でき、茶商のニーズに対応可能な集出荷体制を確立。集出荷を一元的に行うことにより、物流コストを削減する。	茶	米国、EU、台湾
6	畜産物 (牛肉・豚肉)	岩手畜産流通センター(岩手県紫波町) 【産地食肉センター】	・東北地方には輸出施設認定を受けた豚肉処理施設がなく、東北からの豚肉輸出拡大が容易ではない。実際、岩手畜産流通センターでは、牛肉の処理施設は既にHACCPに対応し米国向けに輸出しているが、豚肉はHACCP対応を求められない香港にのみ輸出できている状況。 ・同センターにシンガポール向けHACCP対応型豚肉輸出施設を整備し、東北の各生産地から銘柄豚等を広く集荷することで輸出拡大を図る。	豚肉 (牛肉)	【豚肉】 香港、シンガポール 【牛肉】 香港、米国、シンガポール、タイ、メキシコ、NZ、ベトナム、マカオ、カナダ、ロシア

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
7	畜産物 (牛肉)	(株)栃木県畜産公社(栃木県芳賀町) 【産地食肉センター】	・関東圏内には米国・EU向けの牛肉輸出施設は群馬県の1施設しかなく、とちぎ和牛などの輸出は、その施設に依存している状況。 ・一方、群馬県の食肉センターの受入は飽和状態であるため、とちぎ和牛等の関東圏の牛肉輸出をさらに拡大していくために、関東圏内に新たな輸出拠点を確保する必要がある。 ・潜在的な輸出ポテンシャルを有する関東圏内の新たな輸出拠点を栃木県内に整備し、各生産地の銘柄牛等を広く輸出する。	牛肉	米国、EU、シンガポール、香港、タイ
8	畜産物 (牛肉) 物流 (卸売市場)	京都市中央卸売市場第二市場(京都府京都市) 【卸売市場】	・現在、和牛輸出のためには輸出先が求める衛生基準を満たす遠方の施設へ牛を輸送する必要があり非効率な状況。 ・このため、天井高の不足の解消や高度な衛生管理、温度管理を実現するとともに、対欧米輸出施設認定を取得するため、施設整備を進める。 ・施設の整備後は、京都府産和牛を中心に様々なブランド牛を集荷するとともに、販路の多角化などを進めて輸出を拡大する。	牛肉	EU、米国、シンガポール等
9	畜産物 (牛肉・豚肉)	(株)ミヤチク都農工場(宮崎県都農町) 【産地食肉センター】	・先駆的に牛肉輸出を開始し、現在、米国に高い輸出実績(宮崎牛は対米牛肉輸出の4割)を有している。今後、さらにEUにも輸出先を拡大するため、新たな施設整備を行い、EU向けの認定を取得する必要がある。また、豚肉についても輸出が行えるよう、新たに輸出対応施設の整備を進める。 ・これらの施設整備によって、国内最大級の輸出能力をさらに強化し、輸出量の増大を図る。	牛肉 豚肉	【牛肉】 EU、米国、香港、マカオ、シンガポール、フィリピン、タイ、カナダ 【豚肉】 香港、シンガポール等
10	畜産物 (鶏肉)	宮崎くみあいチキンフーズ(株)(宮崎県川南町) 【食鳥処理施設】	・国内最大規模の鶏肉の輸出拠点を整備するとともに、既存の商流等を有効に活用し、アジア(香港、ベトナム等)への輸出を展開する。 ・輸出拡大に向けては、他国産の鶏肉との差別化や競争力強化が必要であるため、対象国の基準に照らした高水準な処理・衛生レベルの向上が喫緊の課題である。こうした課題に対応する形で施設を整備する。 ・本取組は、将来的に国内市場が頭打ちになることが見込まれるなか、宮崎県の鶏肉生産の基盤強化にも資する。	鶏肉	香港、ベトナム、カンボジア
11	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	常呂漁港・サロマ湖漁港(北海道北見市・湧別町) 【漁港】	・本地区においては、サロマ湖地域で生産される輸出向けホタテを常呂漁港等にて陸揚げし、中国、北米、EU等へ輸出している。 ・ホタテの安定的な供給及び漁港での陸揚げから出荷までの高度衛生管理体制の構築を通じて輸出拡大を図るべく、サロマ湖口の航路等の整備や、常呂漁港における荷さばき所や屋根付岸壁等の関連施設の一体的整備を行い、地区全体の漁獲物処理能力を強化する。	ホタテ	中国、北米、EU
12	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	羅臼漁港(北海道羅臼町) 【漁港】	・サケ・マス類等を中国、韓国等へ輸出するための陸揚げから出荷までの高度衛生管理体制は構築されているが、係留施設の不足により、陸揚げの待ち時間が発生しているため、鮮度が低下し、輸出対象魚種の輸出量が抑制されている。 ・このため、係留施設等の整備により、鮮度の向上を図り、当地区からの輸出量の増加を図る。	サケ・マス類	中国、韓国
13	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	斜里漁港(北海道斜里町) 【漁港】	・サケ・マス類等の中国、東南アジア、EU等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や屋根付岸壁等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚げから出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	サケ・マス類	中国、東南アジア、EU
14	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	尾岱沼漁港(北海道別海町) 【漁港】	・ホタテ、サケ・マス類等の中国、米国等への輸出を促進するため、屋根付岸壁や清浄海水取水施設等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚げから出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	ホタテ、サケ・マス類	中国、米国
15	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	銚子漁港(千葉県銚子市) 【漁港】	・サバ類、イワシ類等のタイ、ベトナム、エジプト等への輸出を促進するため、製氷・貯氷施設を整備。 ・漁港での陸揚げから出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。	サバ類、イワシ類	タイ、ベトナム、エジプト
16	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	三崎漁港(神奈川県三浦市) 【漁港】	・マグロ類等のシンガポール、香港、タイ、ベトナム等への輸出を促進するため、冷凍マグロ用の密閉型荷さばき所等を整備。 ・漁港での陸揚げから出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	マグロ類	シンガポール、香港、タイ、ベトナム
17	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	焼津漁港(静岡県焼津市) 【漁港】	・カツオ類、マグロ類等のタイ、中国、米国、EU等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚げから出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。	カツオ類、マグロ類	タイ、中国、米国、EU
18	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	境漁港(鳥取県境港市) 【漁港】	・輸出を促進するため、漁港での陸揚げから出荷までの一貫した高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。 ・このため、屋根付き岸壁や密閉型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等を一体的に整備する。	サバ類、イワシ類、ブリ類	タイ、ベトナム

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
19	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	浜田漁港(島根県浜田市) 【漁港】	・サバ類等の中国、韓国、東南アジア等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。	アジ、ブリ類、サバ類	中国、韓国、東南アジア
20	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	下関漁港(山口県下関市) 【漁港】	・フグ、ハギ類等の米国、シンガポール、韓国等への輸出を促進するため密閉型荷さばき所等を整備し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制の構築を図る。	フグ、ハギ類	米国、シンガポール、韓国
21	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	博多漁港(福岡県福岡市) 【漁港】	・タイ類、サバ類、太刀魚等の韓国、タイ、東南アジア等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所等を整備し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	タイ類、サバ類、太刀魚、	韓国、タイ、東南アジア
22	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	長崎漁港(長崎県長崎市) 【漁港】	・サバ類、ブリ類等の中国等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所等を整備し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	サバ類、ブリ類	中国
23	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	枕崎漁港(鹿児島県枕崎市) 【漁港】	・カツオ類等のタイ、インドネシア等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所等を整備し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	カツオ類	タイ、インドネシア
24	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	薄井漁港(鹿児島県長島町) 【漁港】	・ブリ類を米国、EU等へ輸出するための陸揚から出荷、加工場までの衛生管理体制は一体的に構築されており、今後、輸出量を増加させるために必要となる陸揚用の浮き棧橋等を整備する。	ブリ類	米国、EU
25	水産物 (冷凍魚・鮮魚等)	調川港(長崎県松浦市) 【港湾背後】	アジ・サバ類、イワシ類等の中国、韓国等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設等の関連施設を一体的に整備。陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。	アジ・サバ類、イワシ類	中国、韓国
26	水産物 (加工)	上印同和食品(株)(北海道網走市) 【水産加工施設】	現在、ホタテ工場で冷凍ホタテ貝柱について対米、対EU・HACCP認定を取得し、米国、EU等に輸出しているが、鮭生産工場で生産しているサケ・マス加工品については、国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、EUへの輸出を計画。このため、本事業により、対EU・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍サケ・マス(ドレス・フィレ)	EU
27	水産物 (加工)	(株)山神(青森県青森市) 【水産加工施設】	現在、対米・HACCP認定を取得し、青森県産の養殖原料を使用して米国、中国にボイルホタテ及び冷凍貝柱を輸出しているが、更なる輸出拡大を図るため、EUへの輸出を計画。このため、本事業により、対EU・HACCPに対応した施設への改修を行う。	ホタテ冷凍卵付貝柱、冷凍貝柱	EU、米国等
28	水産物 (加工)	(有)田向商店(青森県青森市) 【水産加工施設】	現在、アブラツノザメの冷凍フカヒレ・冷凍フィレ及び冷凍ヤリイカをシンガポールに輸出しているが、アブラツノザメ加工品(煮付、蒲焼)については国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍アブラツノザメ加工品(煮付・蒲焼)	米国、シンガポール
29	水産物 (加工)	(株)オフィス弁慶(青森県八戸市) 【水産加工施設】	現在、冷凍サバ、冷凍金目鯛等を中国、タイ、シンガポール等に輸出しているが、サバ・イカ加工品(シメサバ及びイカ塩辛)に関しては国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍シメサバ、イカ塩辛	米国、中国等
30	水産物 (加工)	浜清水産(株)(茨城県ひたちなか市) 【水産加工施設】	現在、マダコ(輸入品)、ミズダコ(国産)を原料に蒸し蛸を生産しているが国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した加工場を新設する。	冷凍蒸し蛸	米国、タイ、シンガポール等
31	水産物 (加工)	ダイカツ水産(株)(茨城県大洗町) 【水産加工施設】	現在、アジ及びホッケの干物を米国に輸出しているが、ギンザケ熟成切り身に関しては国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍ギンザケ熟成切り身	米国、中国、タイ等

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
32	水産物 (加工)	(株)大國屋(千葉県銚子市) 【水産加工施設】	現在、冷凍サバ、冷凍イナダをベトナム、インドネシア、タイ等に輸出している。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍サバ、冷凍イナダ等	米国、カナダ、ベトナム、インドネシア等
33	水産物 (加工)	極洋フレッシュ(株)(東京都江戸川区) 【水産加工施設】	現在、マグロタタキなどのマグロ加工品を生産しているが国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍マグロタタキ	米国、韓国、中国等
34	水産物 (加工)	(株)オリエンタルフーズ(静岡県静岡市) 【水産加工施設】	現在、冷凍マグロ(ロイン、サク)を商社経由で韓国に輸出している。マグロ加工品(ネギトロ、マグロステーキ等)の自社販路拡大を図るため、米国及びEUへの輸出を計画。このため、本事業により、対米、対EU・HACCPに対応した加工場を新設する。	冷凍ネギトロ、冷凍マグロステーキ	米国、EU
35	水産物 (加工)	丸啓鯉節(株)(静岡県御前崎市) 【水産加工施設】	現在、削り節、節類粉末などをロシア、台湾等に輸出している。対米・HACCP認定を取得することにより、更なる輸出拡大を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	削り節、だしパック等	米国、ロシア、中国等
36	水産物 (加工)	(株)大森淡水(宮崎県宮崎市) 【水産加工施設】	現在、うなぎ蒲焼きなどのうなぎ加工品を製造しているが国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、うなぎ蒲焼缶詰、うなぎ蒲焼レトルト等の米国への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	うなぎ蒲焼缶詰、うなぎ蒲焼レトルト、うなぎ肝缶詰	米国
37	水産物 (加工)	(株)マルモ(鹿児島県鹿児島市) 【水産加工施設】	現在、削り節、だしパックを製造しているが、国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、削り節、だしパックについて米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	削り節、だしパック	米国、シンガポール、韓国等
38	水産物 (加工)	(株)下園薩男商店(鹿児島県薩摩川内市) 【水産加工施設】	現在、ウルメイワシ等の丸干しを香港、インドネシアへ輸出している。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した加工場を新設する。	丸干し製品、冷凍イワシ等	米国、シンガポール等
39	物流 (卸売市場)	成田市公設地方卸売市場(千葉県成田市) 【卸売市場】	・現在の成田地方卸売市場は、高度な衛生管理や温度管理等を行える施設が不足している。また、海外の幅広い需要に応えるには集荷力が十分でない。 ・このため、空港隣接地に輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや加工処理施設(EU向け輸出施設認定を目指す)等を備え、迅速・合理的な輸出手続をワンストップで行える新市場を整備し、輸出拠点とする。 ・また、集荷力のある外部卸売業者等と連携して同市場に直接集荷する。さらに、加工処理施設も併せて整備し、鮮魚の一次加工品などを輸出する。	梨、メロン、さつまいも、水産物	EU、マレーシア、米国
40	物流 (卸売市場)	(株)なにわ花いちば(大阪府大阪市) 【集出荷貯蔵施設】	・切り花の輸出額が増加しているものの、大阪鶴見卸売市場には輸出用の物流施設がないため、日本産ならではの切り花の品質の高さを維持する体制が必要である。 ・このため、全国から高品質な花きが集まり、花き流通の要となっている同市場において、温度変化のない荷受を可能にするドックシェルターや、低温で選別できるパッキングセンター、品目毎に温度管理ができる保管庫、病害虫対策のための燻蒸スペースを含む輸出専用集出荷施設の整備を行うとともに、輸出向け包装資材のデザインや規格を統一することで、コールドチェーン体制と日本産花きのブランド構築を図る。	花き	米国、カナダ、EU等
41	物流 (流通センター)	(株)東京流通センター(東京都大田区) 【流通センター】	・現在、大田市場は屋根だけであり、輸出用の低温貯蔵庫もない状況であるため、品質が劣化しやすい。輸出のため、市場を経由せずに産地から港湾や空港に輸送するとしても、数量が少なく輸送費も割高になる。 ・このため、東京港、横浜港、羽田空港に近接する東京流通センター内に、輸出専用の低温集出荷貯蔵施設を整備するとともにHACCP認証を取得し、外国のバイヤーと信頼関係を構築している大田市場の仲卸団体が輸出を行う。 ・これによって製品の品質劣化を抑制するとともに、まとまった数量を直接輸出用コンテナに積み込んで物流コストの低減を図る(他に水産品、牛肉、加工品等も扱う予定)。	りんご、梨等青果物	台湾、香港等

農業競争力強化プログラム

平成28年11月

自由民主党農林・食料戦略調査会
農林部会・畜産・酪農対策小委員会
農林水産業骨太方針策定PT
農業基本政策検討PT

公明党農林水産業活性化調査会
農 林 水 産 部 会

目 次

1	生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の 仕組みの見直し	1
2	生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる 流通・加工の業界構造の確立	4
3	農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	7
4	戦略的輸出体制の整備	10
5	全ての加工食品への原料原産地表示の導入	12
6	チェックオフ導入の検討	15
7	収入保険制度の導入	16
8	真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度 の見直し	25
9	農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	28
10	飼料用米を推進するための取組	29
11	肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	
12	配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	30
13	牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	32

1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

(1) 生産資材価格の引下げ

生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を図るため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。
また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。
- ② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。
- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。
公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。
- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。
- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。
- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を

促進する。

また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。

- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

- ⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

- ⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

(2)(1)に関連する全農の生産資材の買い方

① 全農の購買事業の見直し

生産資材価格の引下げを図るには、生産資材業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換するべく、以下の改革を実行する。

○ 全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換する。

○ 全農は、農業者・農協の代理人として共同購入の機能を十分に発揮する。また、全農は、農業者・農協に対し、価格と諸経費を区別して請求する。

○ 改革後の全農は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組み

を整備する。

- 上記方針を組織体制として明確化するため、全農は、従来の生産資材購買事業に係る体制を農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、機能統合、業務の効率化、人員の配置転換や、必要であれば関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進めるなど、シンプルな体制を構築する。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。
- ② 全農（子会社を含む。）の生産資材関連事業の在り方
 - 全農は、生産資材の安定供給を図る目的で原料（肥料原料、飼料原料など）を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行う。
 - 全農は、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年会員に明示して、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。
 - また、全農による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱う。

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

(1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

現在の食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立するため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 農産物の流通構造や加工構造は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握し、公表する。
- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、農業者の所得向上に資するよう農業者・団体と食品製造業等との連携を一層促進する。

また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

- ③ 農業者は、自らの生産した農産物の強みを生かし高く販売する努力を行う必要がある。

また、食品小売業者は、消費者の側に見た目にとらわれずに安全で美味しい商品进行评估する意識が広がることにより、不必要なコスト増要因を除去できるよう、仕入れ、販売戦略上の取組を行う必要がある。

このような取組を支援するため、国は、品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度の一層の普及を図る。

- ④ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）については、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑤ 特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。
- ⑥ 小売業については、多数の量販店等による安売り競争の状況を脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確

保するため、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて、国は、事業再編や業界再編を推進する。

また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方でwin-winな関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。

公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買いたたき等）について徹底した監視を行う。

- ⑦ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備する。

また、農産物の物流については、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する等の取組を推進する。

- ⑧ 加工業については、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

- ⑨ 上記改革を推進するため、農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

- ⑩ 上記改革を推進するため、金融機関による流通加工関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

（２）（１）に関連する全農の農産物の売り方

農産物の流通加工構造を改革するためには、流通・加工業界（中間流通、量販店、加工業等）の業界再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方の見直しが必要である。

- ① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化

○ 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を安定的に直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築する。

○ このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金等と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業への出資等を戦略的に推進する。また、出資等の効果を毎年会員に明示し、その目的に即した効果がない場合は、出資等を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。

○ 全農は、上記を達成するため、農協改革集中推進期間内に十分な成

果が出るよう年次計画を立てて、安定的な取引先の確保を通じた委託販売から買取販売への転換に取り組む。

② 日本の魅力ある農産物を世界に発信する輸出支援体制の確立

- 全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築する（合併会社の設立、業務提携等）。優先順位の高い国から取り組み、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、主要輸出先国について販売体制の整備を進める。

なお、全農は、１（２）及び２（２）の自己改革を進めるため、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行う。

また、１（２）及び２（２）の全農の自己改革が、重大な危機感を持ち、新しい組織に生まれ変わるつもりで実行されるよう、全農は、年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、与党及び政府は、その進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。

3 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

(1) 農業教育システム

- ・ 次世代の農業経営者育成キャリアパスを明確化するため、農業大学校の専門職業大学（仮称）化を推進する。
このため、文部科学省と農林水産省が連携して、農業大学校の現状に即した円滑な移行を促進するためのスキームを検討する。
- ・ また、専門職業大学（仮称）化を推進するため、農林水産省が実施する農業大学校教員等向けの研修や産学連携推進等の補助事業の活用を促進する。
- ・ 更に、文部科学省と農林水産省が連携して、農業高校の教育環境を充実するため、地域農業者との連携強化や、農業高校と道府県農業大学校、大学農学部等との連携を促進する。

(2) 就職先としての農業法人等の育成

- ・ 農業法人の増大と雇用力充実のため、農業界と経済界との連携を強化し、他産業からの人材活用を促進する。
- ・ また、都道府県の法人化推進体制強化のため、税理士等の専門家の派遣・相談対応、農業融資の機会の活用、集落営農等に対する法人化への働きかけを促進する。
- ・ 農の雇用事業における研修生の定着率向上のため、事業実施を希望する法人等について、過去の定着率を考慮して、採択の可否を判断する仕組みを導入するなど見直しを行う。
- ・ 農の雇用事業を活用する経営者が、研修生を次世代を担う人材として育成強化する観点から、経営者自身のセミナー等の受講を義務付ける。

(3) 次世代人材投資

- ・ 次世代を担う農業者への支援であることを明確にするため、青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、
 - ① 次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、経営・技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を明確にするとともに、
 - ② 上記サポート体制の整備を前提に、交付3年目までに経営確立の見込み等を見極め、早期に経営確立する者には、さらなる経営発展に繋がる対策を講じることとする。
- ・ また、「農業女子プロジェクト」等の展開を通じ、地域農業の振興や農

業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている女性の活躍を推進する。

（４）地域の農業経営塾と海外研修等

- ・ 就農後の経営能力向上のため、各県において営農しながら本格的に経営を学ぶ場として農業経営塾の本格稼働を推進する。
- ・ その際、地域の農業法人、経済団体等とも連携を図るとともに、ＪＡ営農指導員など農業をサポートする人材も含め育成していく。
- ・ 国際感覚を身につけた人材を育成するため、
 - ① 海外研修への参加
 - ② 文部科学省と経済界が連携し実施している留学プログラム（トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ）の積極的な活用
 - ③ 農業法人等の従業員の海外研修への参加を促進する。
- ・ 農林水産物・食品のマーケティングやプロモーション、輸出に係る手続等の知識やノウハウを有する人材を育成・研修する。また、農業高校等をはじめとした農業教育システムの中で、輸出力強化について学ぶ機会の充実等を図る。

（５）労働力の確保

- ・ 地域の関係機関が連携して、子育て世代等の地域で眠っている労働力の活用、他産業からの労働力の融通等により労働力確保を進める取組を推進する。併せて、農業分野における障害者等の就労を促進する農福連携を推進する。
- ・ 農業現場からの提案等も踏まえつつ、農業の成長産業化に向けて、外国人技能実習制度とは別に外国人材の活躍を促進するためのスキームの導入を検討する。

（６）産学官の連携

- ・ 農林漁業者の所得の向上や、就業人口の減少・高齢化を踏まえた省力化や作業の安全への対応等の生産現場のニーズに即した効率的・効果的な研究体制を構築するため、
 - ① 農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下で、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れて行う、新市場を開拓する新規作物の導入や、ＩＣＴやロボット技術

等を活用した現場実証型の技術開発推進

② 大学、国・都道府県の試験研究機関が持つ研究成果や研究者情報を体系的に整理し、農業者等のスマホ・タブレット対応等により手軽に情報を入手できる形での公開

③ 地域や分野ごとにコアとなる研究機関を定め、関係する企業・大学・研究機関のネットワーク化を推進する。

- ・ 熟練農業者のノウハウの見える化を図るため、ＡＩ等の最新技術を活用し未経験者が短期間で身に付けられるシステムの構築を推進する。

(７) 技術、人材力等の活用による生産基盤の強化

- ・ 土づくり技術の普及や最新技術による水管理のため、

① 土づくりの専門家をリスト化し、土壌診断に基づく土づくりの取組を普及するとともに、土壌中の微生物のＤＮＡ解析技術等を通じて処方箋を提供する、新たな土づくり技術の開発

② 水田を遠隔で監視できるＩＣＴを活用した低コスト水管理システムの開発、及びその成果に基づく地域の水管理モデルの構築を促進する。

- ・ 生産現場におけるＩＣＴ等の先進技術の活用を進めるため、普及指導員等に対する研修・セミナーの充実、実証研究等への現場の参画、民間人材によるサポートの拡大等を推進する。

4 戦略的輸出体制の整備

1. 農林水産業の輸出力強化に向けた取組

- ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出戦略」という。）を踏まえ、以下のような取組を進めていく。
 - ① 海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こしに向けたプロモーション
 - ② 国内の農林漁業者・食品事業者の販路開拓のための相談や商談会出展等の促進
 - ③ 大量かつ低コストの輸送を可能にする鮮度保持輸送技術の普及促進等物流の高度化の推進
 - ④ 輸出先国・地域の輸入規制の緩和・撤廃等に向けた輸出環境の整備
- ・ 特に、輸出戦略の実践に必要なハード面・ソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を別に定め、新鮮・安全な農林水産物の輸出拠点として、空港や港湾に近い卸売市場の活用や、輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設の整備、サポート体制の充実等を推進する。

2. 輸出拡大を更に促進するための具体的な取組

（1）日本版S O P E X Aの創設

- ・ 生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版S O P E X A」を創設する。この組織は、J E T R Oの組織を活用しつつ、将来民営化することを視野に、意思決定の独立性、民間企業等の外部人材の登用、成果主義の導入により、事業を遂行するものとする。

（2）地域等の取組の促進

- ・ 具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する体制を構築することが有効であり、こうした機能を有する全国団体や地域商社、J A等の取組を促進する。

（3）規格・認証や知的財産制度の活用促進と規制の緩和・撤廃

- ・ 日本産品の品質や特色のアピールにつなげるため、国際標準化を見据え

たＪＡＳ規格、日本発の食品安全管理規格等の充実・普及、地理的表示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護を図る。

- ・ この一環として、ＪＡＳ法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用する認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的にＪＡＳを活用する。
- ・ 生産者・事業者からの要望等も踏まえ、様々な外交の場等を広く活用して取組の加速化を図るなど、政府一体となって海外の規制等の緩和・撤廃に取り組む。

5 全ての加工食品への原料原産地表示の導入

- ・ 消費者がより適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示することとし、国民の日々の選択が日本の食と農を支える社会を実現する。
- ・ 具体的には、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原料について、原則として、原産地を国別重量順に表示する。
- ・ 例外的に、これが困難な場合には、①可能性表示（A国又はB国）や②大括り表示（輸入）、③さらに中間加工原材料については製造地表示（A国製造）を行うなどの仕組みを整備し、実行可能性を担保する。その際には、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努めることとする。

（図1及び図2参照）

加工食品の原料原産地表示の拡大

(図1)

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品

(ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)

(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)

(A国又は国産)

(A国又はB国又はその他)

と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入)

(輸入、国産)

と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示＋可能性表示

例：(輸入又は国産)と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

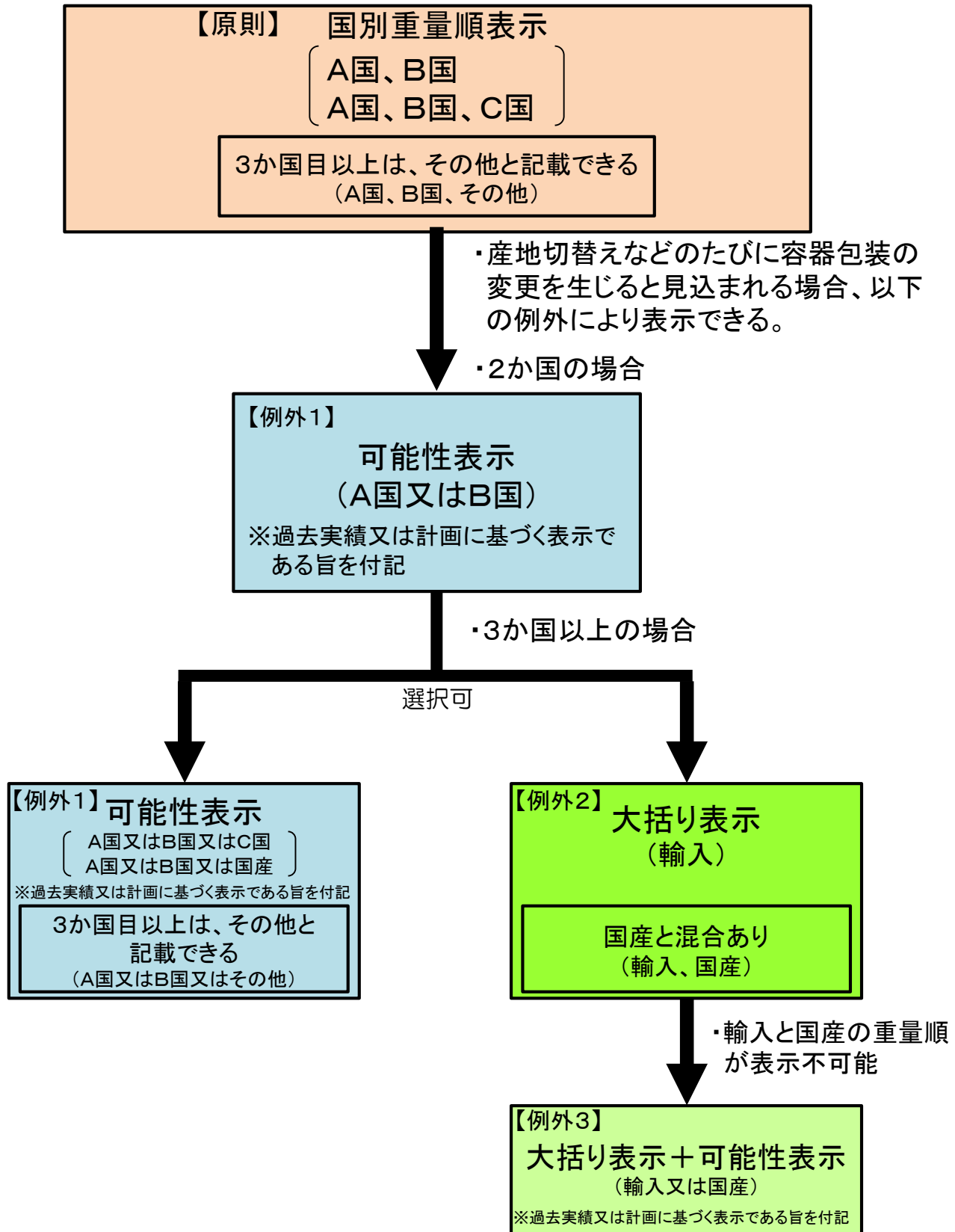
例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

**【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合****中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)**

※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。

※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記例外1～3の考え方を準用する。

6 チェックオフ導入の検討

- ・ 生産者から拠出額を徴収し、農産物の販売促進などを行うチェックオフについては、諸外国では農産物の生産者等が、自らの拠出金により、主体的に、国内外での農産物の販売促進や調査・研究等の事業を実施することを目的として、品目別に導入されている。
- ・ 我が国においても、このようなチェックオフの導入は、農産物の消費拡大を図る上で有意義なものとなりうる。
- ・ チェックオフは、法制化するとなれば全生産者から拠出金を強制徴収するものとなることから、法制化に際しては、導入を検討する業界団体等において、資金使途・具体的事業内容やそれに見合う拠出金額等について、生産者の大宗の合意形成を図ることが必要である。
- ・ このため、チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度（75%以上）同意が得られた場合に法制化に着手することとする。

7 収入保険制度の導入

＜収入保険制度の基本的考え方＞

- ・ 現行の農業災害補償制度は、
 - ① 自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外
 - ② 対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないなど、農業経営全体を一括してカバーするセーフティネットとなっていない。
- ・ 他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要がある。
- ・ 収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として仕組む。
- ・ 収入保険制度の具体的な仕組みは、別記１のとおりとする。
- ・ なお、制度の趣旨を適切に表現する名称（例えば「農業経営サポート保険」）を検討する。

＜収入保険制度と類似制度との関係＞

- ・ 収入保険制度と類似制度との関係については、それぞれの制度の対象者、補償内容等が異なる中で、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入とする。
- ・ ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目とはしないで、それらと他の品目との複合経営を行っている場合に、他の品目部分のみ収入保険制度の対象とする。

（注）なお、主食用米の需要に応じた生産については、現在、水田フル活用への支援、需給情報の適切な提供等の取組が行われており、これらの対策を引き続き推進する。

＜農業災害補償制度の見直しの基本的考え方＞

- ・ 農業災害補償制度については、農業者の減少・高齢化、保険ニーズの多様化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業

執行による農業者の負担軽減の観点から、別記2のとおり見直しを行う。

<加入促進と円滑な移行のための措置>

- ・ 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、収入保険制度又は農業災害補償制度への加入を促進する。特に、収入保険制度については、新制度の発足でもあり、早期に適正規模を確保する必要があることから、JA、農業委員会などの関係組織と連携して、きめ細かく推進する。
- ・ また、農業災害補償制度の加入者が、新設される収入保険制度等に円滑に移行できるようにするため、以下のような措置を講ずる。
 - ① 収入保険制度については、青色申告の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにする。
 - ② 特に水稻共済において現在加入者が多い一筆方式については、廃止までに所要の移行期間を設け、その間に農業者が青色申告の実施や他の引受方式の利害得失を検討できるようにする。

<収入保険制度の実施主体、農業共済団体のあり方>

- ・ 収入保険制度の実施主体は、
 - ① 母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること
 - ② 保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと
 - ③ 保険業務に関するノウハウを有していること
 - ④ 農業に関する知識を有していることの4つの要件を満たす必要がある。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。
- ・ 民間のノウハウも活用して農業者へのサービス向上を図るため、実施主体は民間損保会社と積極的に技術的な連携を図る。
- ・ 併せて、農業共済団体については、組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置する。

<その他>

- ・ 以上の基本的方針に即して今後細部を詰めていき、必要な法案を次期通

常国会に提出する。

- ・ 制度については一定期間経過後に見直すこととし、法案の作成に当たっては、今後の制度の見直しを円滑に行えるよう措置する。

別記 1 収入保険制度の具体的な仕組み

<対象者等>

(1) 対象者

- ・ 個々の農業者の収入を正確に把握するため、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象とする。
- ・ 基準収入との関係では、平均的な収入を適切に把握する観点から、青色申告を5年間継続している農業者を基本とするが、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにし、その際、5年間の青色申告実績がある者との違いも考慮し、補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置を設けてスタートする。
- ・ なお、加入するかどうかは、農業者の選択に委ねる（任意加入）。

(2) 収入の把握方法

- ・ 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書や補助フォーム（青色申告書の販売金額を農産物の種類ごと等に区分するための書類）とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出し、実施主体が、内容をチェックする。

<対象収入>

- ・ 所得を対象とするとすれば、コストを正確に把握する必要があるが、コストは個人が左右できるものであり、合理性の確認が難しいことから、所得ではなく、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体を対象とする。
- ・ 農産物の販売収入の算定の考え方については、以下のとおりとする。

- ① 加工品については、農産物以外の原材料も用いられているため、販売収入に含めない。ただし、精米、荒茶、梅干し、畳表など税法上農業所得として扱われているものについては、農産物に含める。

なお、自ら生産した農産物を加工する場合には、税の仕組みと同様に、農産物を加工原材料として販売したとみなした代金を、農産物の販売収入に含める。

また、在庫についても、税の仕組みと同様に、農産物の販売収入に含める。

- ② 補助金は、政策判断で改廃されるものであり、保険には馴染まないことから、販売収入に含めない。

ただし、コスト割れを補填する畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金等の数量払については、実態上、販売収入と一体的に取り扱われているため、販売収入に含める。

＜対象要因等＞

（１）対象要因

- ・ 制度の趣旨から、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とする。ただし、保険金支払の公正を確保するため、捨て作りや意図的な安売り等は対象外とする。

（２）保険金の不正受給防止策

- ・ 保険金の不正受給を防止するため、農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知等を行うとともに、実施主体は、必要に応じ、現地調査等を実施する。
- ・ また、不正があった場合は、保険金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止する。

＜補償内容＞

（１）基準収入

- ・ 補填の基準となる基準収入の設定の考え方については、以下のとおりとする。
 - ① 農業者個々の収入を用いるため、収入を意図的に下げること防止する観点から、過去５年間の平均収入（５中５）を基準収入とすることを基本とする。
 - ② ただし、当年の経営面積を過去よりも拡大する場合や、過去の収入金額に一定の上昇トレンドの実績が確認できる場合等は、当年の営農計画に基づく期待収入を上限として基準収入を上方修正する。
 - ③ また、当年の営農計画に基づく期待収入が５中５よりも低くなると見込まれる場合は、期待収入を基準収入として設定する。

（２）補償限度額及び支払率

- ① 基準収入を少しでも下回った場合に補填するとすれば、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるため、当年の収入が基準収入の９割水準

（５年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額）を下回った場合に補填する。

- ② また、当年の収入が補償限度額を下回ることが明らかになった以降に経営努力を怠ることを防止するため、補償限度額を下回った額の９割（支払率）の補填金を支払う。
- ③ 補償限度額及び支払率は、農業者が保険料負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

（３）補填方式

- ・ 保険料が経営にとって過度な負担にならないようにするため、掛捨ての保険方式と掛捨てとならない積立方式の組み合わせとすることを基本とする。また、補填のタイプを選択できるようにする。

（４）保険料・積立金

- ・ 保険料・積立金は、全経営体共通のものとして設定する。
- ・ 農業者の保険料負担を軽減するため、保険料は危険段階別に設定し、保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に下げる仕組みとする。
- ・ 保険料については５０％、積立金については７５％の国庫補助を行う。
- ・ また、農業者の負担が軽減され、加入促進に資するため、現行の農業災害補償制度と同様の措置を講ずるなど税制面のメリットについて検討する。

<加入・支払時期>

- ・ 加入・支払時期については、税制度と整合した簡素な仕組みとすることにより、農業者にとって手間やコストの掛からないようにするため、以下のとおりとする。

- ① 収入算定期間は、個人は１月～１２月、法人は事業年度の１年間とする。
- ② 原則として、収入算定期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付する。
- ③ 補填金の支払は、収入算定期間終了後の税申告後（個人は翌年３月～６月）とする。

ただし、損害の発生から補填金の支払までの間の資金繰りに対応するため、簡易な審査など使い易い融資を措置する。

＜政府再保険＞

- ・ 不測時に、農業者に確実に保険金が支払われるようにするため、政府再保険を措置する。

＜その他＞

- ・ 制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握しながら、甚大な被害への対応のあり方等を含め、改善点について、引き続き検討していく。

別記2 農業災害補償制度の見直し

<農作物共済の当然加入制の取扱い>

- ・ 農作物共済の当然加入制については、食糧管理法が廃止されるなど制度自体の前提が変化していることに加え、収入保険制度やナラシなどの経営安定対策が全て任意加入制となっていることを踏まえ、任意加入制に移行する。

<収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）の取扱い>

（1）引受方式

- ① 一筆方式及び樹園地単位方式については、現在普及した制度ではあるものの、農業者による損害評価やいわゆる「坪刈り」による査定方式など将来に向けて継続することが困難な状況となっているため、効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、所要の移行期間を設けた上で廃止する。

その際、農作物共済の全相殺方式及び半相殺方式に、収穫量の減少が50%以上のほ場について坪刈り等を要せずに50%減収として共済金を支払う仕組み（一筆半損特例）を設けて、従来一筆方式に加入していた者が円滑に移行できるようにする。

更に、コストのかからない選択肢として、統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設する。農作物共済のこの方式にも前述の一筆半損特例を設ける。

- ② 果樹共済の特定危険方式については、農業者が将来発生するリスクを予見することが困難であることから、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

園芸施設共済の被覆している期間だけの短期加入のオプションについても、同様の理由で、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

（2）補償割合

- ・ 畑作物共済及び果樹共済の補償割合については、農業者が掛金負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、農作物共済と同様、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

<家畜共済の取扱い>

- ・ 家畜共済については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執

行による農業者の負担軽減の観点から、以下の見直しを行う。

- ① 家畜共済を死廃共済と病傷共済に分離して、一方のみの補償及び別々の補償割合を選択できるようにする。
- ② 死廃事故の補償金額について、日々価値が増加する肥育牛等は、期首ではなく、事故発生時の資産価値で評価する。
- ③ 家畜の異動の都度、農業者が申告する現在の方式を廃止し、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化する。
- ④ 国の再保険金については、現在は共済事故 1 件ごとに支払う仕組みであるが、他の共済と同様、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更する。
- ⑤ 初診料以外の診療費が全額補償され事故低減のインセンティブにつながらない現在の病傷事故の共済金については、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で、初診料を含めた診療費全体に一定の自己負担を設ける。
- ⑥ 原則として共済金の請求ができない家畜導入後 2 週間以内の事故については、請求できる事例（外傷等）を周知徹底する。また、共済加入者間で取引された家畜については、導入前の家畜の飼養状況について共済組合によるチェックが行われていることから、請求できることとする。
- ⑦ 共済に加入している農業者から家畜商が購入し、と畜場で牛白血病と診断された場合は、農業者自らが出荷した場合と同様、共済金の対象とする。

＜掛金の取扱い＞

- ・ 掛金については、農業者の負担軽減のため、現在一部の共済組合で実施されている危険段階別に設定する方式（危険段階別共済掛金率）を全ての共済組合で導入する。
- ・ 共済組合ごとに実施され、事故低減のインセンティブが小さい無事戻しについては、所要の移行期間を設けた上で廃止する。

なお、移行期間中において無事戻しを行う場合は、漁業共済と同様、農業者及び国の双方に払戻しをする。

8 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

1 ほ場整備事業

(1) 農地中間管理機構と関連する事業の円滑な実施

- ・ 機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設する。
- ・ その際、公共性・公益性を確実に担保する観点から、
 - ① 機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象であること
 - ② 機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あること
 - ③ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上することを要件とする。

また併せて、本事業によって整備された農地が直ちに転用されることを防止するため、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

(2) 農地中間管理機構等との情報共有

- ・ 権利の移動に伴う事業参加資格者を適切に把握し、土地改良事業を効果的・効率的に実施するため、
 - ① 農業委員会が保有する農地台帳
 - ② 機構が保有する農地中間管理事業に関する帳簿
 - ③ 土地改良区が保有する土地原簿等についての情報共有を図る。

(3) 共有地に係る同意手続

- ・ 土地区画整理法を参考に、①事業に関する同意、②組合運営に関する議決権又は選挙権の行使、③換地計画に関する権利者会議における同意に当たり、共有地の代表者が共有者の意向を取りまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組み（この場合、事業に関する同意等を合わせて1票としてカウント）を導入する。

（４）申請人数要件

- ・ 国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件（15人以上）について、各地の現場実態に的確に対応できるよう、廃止する（かんがい排水事業も同様）。

（５）水田の畑地化への対応

- ・ 畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備に当たっては、水利用調整・土地利用調整や、高収益作物の導入を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図る。
- ・ 上記の基盤整備を行った場合には、当該地区には水田活用の直接支払交付金を交付しないこととするが、このうち畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、基盤整備直後の農家の経営状況の変化に鑑み、事業完了後５年間は激変緩和措置を講ずる。
- ・ 中山間地域で畑地化する際は、維持管理に係る負担を減らすため、畑地の緩傾斜化・高機能化を図る。

２ かんがい排水事業

（１）突発事故への対応

- ・ 突発事故に対応した事業についても、災害復旧と同様に、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を迅速に実施できる仕組み等を導入する。

（２）同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大

- ・ 用排水施設の更新に当たってのＩＣＴの導入、開水路のパイプライン化や、ゲリラ豪雨対策としての排水施設の排水能力の向上など、一定の機能向上を伴う更新事業についても、同意徴集手続の簡素化の対象に追加する。

３ 農村地域防災減災事業等

（１）ため池等の耐震化事業

- ・ ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設する。

（２）除塩事業

- ・ 除塩事業について、巨大地震が発生する度に特例法を措置することなく、土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけ、国又は地方公共団体が、農業者からの申請等によらず、速やかに事業を実施できるようにする。

４ 土地改良区の在り方

（１）土地改良区の組合員資格

- ・ 農地の所有と経営の分離が一層進展することが見込まれる中、一筆１資格などの現行制度の仕組みで対応可能かどうかを含めて、こうした課題に対応できる事業参加資格者及び土地改良区の在り方等について、更に実態を調査すること等を通じて、引き続き、検討していく。

（２）土地改良区の体制

- ・ 土地改良区の組織体制が弱体化する中で、合併や事務統合の促進等による事務局体制の強化や、市町村や県土連、民間事業者等への維持管理・運営事務の委託の拡大、小水力発電の導入など土地改良施設の高度利用による財政基盤の強化を促進する。
- ・ 土地改良区の体制については、組合員資格の在り方と合わせて、引き続き、検討していく。

9 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持発展させていくため、農村地域工業等導入促進法（農工法）を以下のとおり見直す等により、農業者等の地域住民の就業の場を確保する。

（１）農工法の対象業種、名称

- ・ 六次産業化・地産地消法や他の地域振興法等との関係に留意しつつ、農工法の対象業種の見直しの要請に応じた所要の法整備を進める。
- ・ その際、現行の工業等５業種に限定することなく、サービス業など農村に賦存する多様な地域資源を活用した産業も含めて、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業が対象となるよう見直す。
- ・ 対象業種の見直しを踏まえて、農工法の名称についても見直す。

（２）農工法の対象地域

- ・ 対象地域については、対象業種を工業等から広げるとしても、産業を導入する必要性の少ない地域は除外するとのこれまでの考え方に立ち、人口が集中している地域や域内の就業の場が全国平均よりも多い地域は除外する。

（３）支援措置

以下の方向により、支援措置の厚みを増すことを検討する。

- ・ 個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減や日本政策金融公庫による低利融資について、対象業種の見直しを踏まえた拡充を行う。
- ・ 農工法の下での税制措置だけでなく、
 - ① 国税としては、中小企業投資促進税制、
 - ② 地方税としては、本年７月から施行された中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置といった業種横断的な措置について、事業者に積極的な活用を促す。
- ・ 地方創生推進交付金など地方創生に向けた地方公共団体の取組への支援施策や、農泊の推進など地域資源を活用した産業の振興施策のほか、企業立地促進法の見直し等を通じた地域に裨益する波及効果の高い事業との連携等を図り、農村地域の雇用創出に繋げる。

10 飼料用米を推進するための取組

- (1) 食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標の確実な達成に向けて、生産性の向上と畜産物のブランド力強化が飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現する必要がある。
- (2) このため、水田活用の直接支払交付金による支援とあわせて、現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」や「飼料用米多収日本一」表彰を活用しながら、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などを推進し、飼料用米の生産コスト低減を進める。
- (3) また、耕種農家と畜産農家の連携により、飼料用米を輸入とうもろこしの代替品として利用するだけでなく、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図る取組を進める。

11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

12 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

（１）肉用牛の生産基盤の強化

繁殖雌牛の増頭や生産性の向上により肉用牛の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

① 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築

キャトルステーション（子牛育成受託施設）の活用等生産工程の一部外部化等による地域内分業体制を構築するとともに労働負担の軽減と生産性の向上を図り、中小家族経営を含めた地域全体での肉用子牛の生産規模拡大を推進する。

② 受精卵移植技術の活用拡大

乳用後継牛の確保に配慮しつつ、交雑種雌牛の一産取り肥育（交雑種雌牛の肥育前に和牛受精卵を移植）や乳用牛への受精卵移植技術の活用を進めることにより、和子牛生産を拡大させる。

③ ICT（情報通信技術）の活用等による省力化の推進

ICTを活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の活用により分娩時の監視等の労働負担の軽減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。また、放牧や繁殖と肥育の一貫経営への移行により、コスト削減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。

（２）酪農の生産基盤の強化

乳用後継牛の確保や生産性の向上により牛乳乳製品の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

① 乳用後継牛の確保・育成の推進

性判別技術の活用や公共牧場等を活用した自家生産の取組の強化や地域内での育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進する。

② 分業体制の構築・省力化の推進

コントラクターやTMRセンターの活用等生産工程の一部外部化による地域内分業体制を構築するとともに、搾乳ロボットの導入、ミルクングパーラーの整備等により過重な労働負担の軽減を図る。また、複数の

農家が協業化法人を設立し、作業の効率化により生産規模拡大等を図る取組を推進する。

③ 飼養管理の適正化

畜産技術者等の地域の関係者で生産関連データを共有しながら、衛生管理、暑熱対策など、適切な飼養管理方法の普及・定着を図り、乳用牛の能力を最大限発揮させる。

④ 流通の効率化

中間コスト、物流コストの削減等生乳流通の効率化により、酪農家の所得向上を図る。

(3) 自給飼料の増産

経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が必要不可欠であり、都府県酪農における良質な粗飼料生産や乳用後継牛の育成・確保のための体制整備、労働力や飼料費の低減のための放牧の推進等、以下の総合的な国産飼料増産の取組を進める。

① 耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築

土地条件等の制約等から自給飼料の生産拡大が困難な状況にある地域に向けて、耕畜連携等により生産される国産飼料を供給する広域流通体制の構築を推進する。

② 公共牧場の活用拡大と機能強化

有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用が図られていない公共牧場の活用拡大と機能強化を推進する。

③ 日本型放牧モデルの推進

飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減、牛の健康維持や繁殖能力の向上等にもつながる中山間の耕作放棄地等を活用した肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧を推進する。

(4) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

① 補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度の安定的な運営に努める。

② 併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、(3)の自給飼料の増産対策を推進する。

13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

(1) 加工原料乳生産者補給金制度の改革

- ① 現在、指定生乳生産者団体に指定されている農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下単に「農協」という。）は農業協同組合法に基づき、スリム化・効率化や共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮することは極めて重要である。
- ② その上で、指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要がある。国は早急に基本的なスキーム（年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等）を設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を行うものとする。その際、以下の点を考慮し、十分な調整を経て改革を行うことが必要である。
 - 補給金の交付対象に関しては、年間の販売計画の仕組みが、飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする
 - 部分委託に関しては、現場の生産者が不公平感を感じないように、また、場当たりの利用を認めないルール等とする
 - 条件不利地域対策に関しては、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補えるものとする
- ③ 今後の補給金の交付手続等については、その円滑な運営に資するため、以下を基本として、今後、具体化する。
 - 補給金は、加工原料乳の生産を確保するという補給金の目的に即した基準を定め、これに該当する全ての生産者に交付する。
 - 補給金を農協等から生産者に交付する場合には、乳価の支払額と補給金の交付額とを生産者に明確に示す。
 - 補給金を受給しようとする生産者は、飲用乳、加工原料乳の年間の販売等計画及び販売等実績を国に報告する。また、生産者が農協等に委託・販売を行う場合は、農協等が自らの飲用乳、加工原料乳の年間の販売計画、販売実績及び販売コストを国に報告する。
 - 農協等に部分委託・販売を行う場合は、農協等と生産者との間で委託・販売に係る数量・ルール等について取り決めを行う。
 - 条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるようにするため、的確な集乳や集乳経費のプール処理を確保できる公正な

基準を定め、これに該当する農協等に集乳経費を補助する。

（２）販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革

- 現在、生乳の大宗を受託する指定生乳生産者団体が行う交渉について、乳価交渉のメンバーや交渉プロセスを抜本的に見直す。なお、農協等は自らの合理化も含め、中間流通コストや物流コストの削減を進め、生産者の所得がより向上するように対応する。
- 今後、販売を担う農協等にあっては、消費者ニーズや販売動向に最大の関心を払いつつ、交渉相手となる乳業メーカーの製造コスト情報の収集・分析を含め、真に生産者のためにあらゆる手段を尽くした交渉へと改革する。また、交渉経緯や結果についての生産者に対する説明責任を十分に果たし、透明性を確保する。
- 農協等が、系列の乳業メーカーに販売する場合においては、他の乳業メーカーと同等の販売先と位置付けて公正に交渉を行う。
- 乳業メーカーは、自らの生産性も考慮した適正価格で安定的な生乳取引が行われるようにすべきである。

（３）酪農関連産業の構造改革

- 乳業メーカーの工場稼働率を高め、我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、国は、国際競争に伍していける水準の生産性の実現を目指した乳業の業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- 飲用牛乳・乳製品価格の安定を図るためにも、量販店等の事業再編や業界再編を推進するとともに、公正取引委員会は、量販店等の不正取引（優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等）について、徹底した監視を行う。

（４）国家貿易の運営方式の改革

- 乳製品の国家貿易については、国内需要の変化に対し、より一層、機動的な対応が求められることから、最終消費者の動向を把握している様々な民間事業者からの情報収集をこまめに行うなど、適切に運営する。
- 国家貿易で輸入したバター等乳製品について、売渡時に最終消費ま

での流通を確認する等のモニタリング強化策を徹底するとともに、適切な運用が継続されるよう、PDCAを不断に回す。

(5) 酪農家の「働き方改革」

- 生産者は、毎日朝夕の搾乳や飼料の給与等、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある。国は、政府の最重要課題である「働き方改革」の趣旨を踏まえ、搾乳ロボットやパーラーなど、労働条件を大きく改善する設備投資をはじめとする労働支援を幅広い生産者が実行できるよう、短期・集中的に支援する。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について

1. 新たな森林管理システムに関する事項

(1) 市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設

川上の森林経営の目指すべき方向の実現に向けて、次に掲げる事項を骨格とする新たな森林管理システムを構築する。

- ① 森林所有者の森林管理の責務を明確化
- ② 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化
- ③ 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理

(2) 森林管理委託の実効性を担保する森林所有者責任の明確化

森林所有者の森林管理に係る責務を明確化するに当たっては、

- ① 適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が果たすべき、森林の適正な管理と効率的利用に関する責務を明確化する
- ② その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、市町村への管理委託が進む十分な動機づけとなるような仕組みとする
- ③ 自ら責務を果たす意向を示したにも関わらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みとする

(3) 経営の集積・集約化に当たっての留意事項

経営の集積・集約化を進める際には、

- ① 様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みとする
- ② 民間に委ねる生産性の高い森林については、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する

(4) 市町村による森林の公的管理のあり方

市町村が公的管理を行う際には、

- ① 林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める
- ② 民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする

(5) 市町村行政の補完等のための仕組みの整備

市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を効果的に活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みとする。また、新システムを円滑に機能させるために人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組も検討する。なお、いずれの場合にも、民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用する。

(6) 新システムの遂行に要する財源の確保

市町村が行う公的管理や、この新システムを円滑に機能させるためのその他の業務が適切に遂行されるよう、別途創設に向けて検討するとされている森林環境税（仮称）を活用することが考えられる。

(7) 国有林事業との連携

国有林については、民有林に関するこの新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、以下の事項に取り組む。

- ① 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及などの民有林との連携
- ② 新システムの対象となる意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供

(8) 所有者不明森林への対応強化

新システムの構築にあわせ所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるようにする。

2. 新たな森林管理システムを活かし林業の成長産業化を進めるために対応するその他の事項

(1) 木材の生産流通構造改革を進めること

川上における対策に併せ、経済性のある森林の見極めと路網整備等の重点化を更に進めつつ、川上から川下までの連携強化を進め、海外に比べ高い流通コストの削減や木材需要の拡大を図るため、以下のような方向で引き続き施策を検討する。

- ① 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大ロットでの事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する
- ② ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報のサプライチェーンを通じた共有による作業効率や付加価値の抜本的向上などを促進する方策を検討、実施する
- ③ サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する
- ④ 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する

(2) 木材の利活用を過度に制限している規制・基準等を見直すこと

民間事業者の自立的な林業経営により生産される質の高い木材や日本固有の樹種が最大限有効活用されるよう、利活用を過度に制限する規制・基準などの改革を進める。具体的には、建築物の強度や、防耐火性能、公共施設など公衆が利用する建築物に関する規制や基準などについて、最新の技術動向や海外比較等に基づき、幅広く見直すことを引き続き検討する。

(3) 国有林に関する検討

国有林については、林野庁において、民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行う手法の提案募集・検証が進められている。その成果を活かし、速やかに改善提案を踏まえた課題の整理を行うとともに、民間活力の導入に関し検討を開始する。

3. 今後の取組

新たな森林管理システムによる森林経営・管理の集約化は、多くの森林が主伐期を迎える中で喫緊の課題となっている。このため、早急に成案を得て実現を目指す。

また、新たな森林管理システムを真に機能させるためには、これを補完する2.で示した事項への対応も必要である。

その際、農林水産省を中心に、新たな森林管理システムを活かし、林業を真の成長産業へと転換させるビジョンと適切なKPIを用いて時期を明示した具体的な成長の目標の設定、その目標の実現に向けた施策の工程表を引き続き検討し、平成30年央までに結論を得て、具体策を講ずる。また、当該目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。

改革の方向性	改革の具体的内容
0. 総論 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指す	水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。 なお、法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。
1. 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理 1 A 漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し適切に管理することが必須。 資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。 ・資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する。その成果を活用して、我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進める。 ・主要資源については、アウトプット・コントロールを基本に、インプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせ、資源管理を実施する。 ・アウトプット・コントロールについては、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限り I Q 方式を活用する。	1 新たな資源管理システムの構築 漁業の成長産業化のためには、基礎となる資源を維持・回復し、適切に管理することが必須である。このため、資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする観点から、以下のとおり見直す。 また、我が国 E E Z 内の取組の強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定・地域漁業管理機関など国際的な枠組みを通じて資源管理を徹底するとともに、漁業取締体制を強化する。 ① 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種・資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかにカバーした上で、都道府県から要請のあった魚種についても、順次対象に追加する。 また、調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 ② 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量 (M S Y) の概念をベースとする方式に変更し、最大持続生産量 (M S Y) は、最新の科学的知見に基づいて設定する。 このため、国全体としての資源管理指針を定めることを法制化し、この指針において、資源評価のできている主要魚種について、順次資源管理目標として、次の 2 つの基準を設定する。 ア 回復・維持を目指す水準としての「目標管理基準」(最大持続生産量 (M S Y) が得られる資源水準) イ 乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」(これを下回った場合、原則として 10 年以内に「目標管理基準」を回復するための資源再建計画を立てて実行する。)

- ③ 「目標管理基準」の維持・段階的回復を旨として、国は毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定する。
TAC対象魚種は、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込む。
- ④ 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（IQ）を導入する。
IQの導入に当たっての割当ては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割当てする方式とする（IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定することになる。）
資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。
- ⑤ IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当てを受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。
- ⑥ また、IQだけでは、資源管理の実効性が十分確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。
- ⑦ TAC対象魚種全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。
逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。
- ⑧ IQ超過については、罰則・IQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。
- ⑨ 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。
- ⑩ 新たな資源管理措置への移行に伴い、減船や休漁措置などが必要となると考えられ、これについては、円滑な移行を確保する観点から、必要な支援を行う。
- ⑪ 新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。

1 B

栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化する。

種苗生産・放流・育成管理等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえて、以下のとおり、効果のあるものを見極めた上で重点化する。

- ① 従来実施してきた事業については、資源評価を行い、事業の資源造成効果を検証する。
検証の結果、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しないこととする。
- ② 資源造成効果の高い手法や対象魚種については、今後も事業を実施するが、その際、国は広域魚種を対象として必要な技術開発・実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。
また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。

2. 水産物の流通構造

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。

品質・衛生管理の強化、情報通信技術等の活用、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進める。

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。
このため、以下のとおり、流通改革を進める。

- ① 水産物流通についても、農産物流通と同様、マーケットインの発想に基づき、
 - ア 物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化・高付加価値化等）
 - イ 情報通信技術等の活用（取引の電子化、A I ・ I C Tを活用した選別・加工技術の導入等）
 - ウ 品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のH A C C P対応等）
 - エ 国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等）等を強力に進める。
- ② 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、これとの関係で、漁港機能の再編・集約化や水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。
- ③ 資源管理の徹底とI U U（違法・無規制・無報告）漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、I C T等を最大限活用し、トレーサビリティの取組を推進する。
- ④ また、漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給の状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船・漁網等の主要資材の調達先・調達方法等の見直し等を進める。

3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

3 A

遠洋・沖合漁業については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化に繋がる漁業許可制度とする。

- ・ 資源管理方法の変更と関連して、I Qが割り当てられている漁船については、トン数制限等のインプット・コントロール等に関する規制を見直す。
- ・ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
- ・ 漁業許可については、資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い者の更新を前提としつつ、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

適切な資源管理システムの導入と関連して、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化につながるよう、漁業許可制度を以下のとおり見直す。

- ① T A C対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理する。
これに併せて、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の積極的な導入を促す。
- ② I Qの導入など条件の整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。
なお、I Qだけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。
- ③ 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時にI Qも移転することとする。
- ④ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
- ⑤ 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告・許可の取消しを行う。
- ⑥ 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。
- ⑦ 漁獲報告の迅速化・報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・V M Sの備付けの義務化を行う。
- ⑧ これらと併せて、安全性を確保しつつ、漁船に関する制度などについても、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化の観点から検討する。

3 B 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。 特に、養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討する ・ 都道府県の漁場計画の策定プロセスについて、参入希望者をはじめ関係者の意見を幅広く聴取するなど透明化する。 ・ 漁業権の利用状況、資源管理の状況、生産データの報告等、漁業権免許を受けた者が果たすべき責務を明確化する。 ・ 水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。 ・ 沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとし、その際のルールを明確化することを検討する。	4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするため、沿岸における海面利用に係る制度を、以下のとおり見直す。 (1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方 ① 養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。 ② その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。 ③ これに加えて、都道府県が沿岸漁場管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。 (2) 漁場計画の策定プロセスの透明化 ① 都道府県の漁場計画は漁業権付与の前提となるものであり、都道府県は、従来と同様、原則として5年または10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。 また、必要に応じ、随時改定を行う。 ② 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるよう留意する。 こうした観点から、可能な場合は、養殖のための新区画の設定も積極的に推進する。 ③ また、沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に指示等を行う。 ④ 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。 (3) 漁業権の内容の明確化等 ① 漁業権の種類は、従来同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。 ② 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。 区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。
---	--

- ③ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。
- ④ 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）については、当該漁業者の経営展開等に必要な範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする（貸付けは禁止）。
- ⑤ 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁業権）については、漁業者団体がそのメンバーである個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整（費用の徴収等を含む。）を漁業権行使規則に基づいて行う。
漁業権行使規則は、メンバー外には及ばない。
- ⑥ 団体漁業権に係る個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を常設して、当該地区部会により漁業権行使規則の制定・運用を行う。
- ⑦ 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向けた計画（協業化、法人化等）を策定するものとする。
- ⑧ 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として次の事項を法定する。
 - ア 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。
 - イ それ以外の場合は、地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断する。
- ⑨ 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告することとし、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、都道府県は、改善指導・勧告・漁業権の取消しを行う。

（４）公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- ① 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定した上で、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。
- ② 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。
業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程の中で、その使途・負担の積算根拠を明示することとし、また、毎年度その使途に関する収支状況を公表する。

	(5) 養殖業発展のための環境整備 ① 国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。 ② 技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。 ③ 国際競争力のある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 ④ 静穏水域が少ない日本において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。 また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。 ⑤ 拡大する国際市場を見据え、H A C C P対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。
3 C 漁協については、農協とは法制上もかなり異なっていることを踏まえつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて必要な見直しを検討する。	5 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し 漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、上記の水産政策の改革の方向性に合わせて、以下のとおり見直す。 (1) 団体漁業権の主体や漁場管理の実施者としての位置付け ① 漁協の事業として、4（4）の漁場管理業務を行えることを法定する。 ② 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受けることとする。 ③ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その使途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。 ④ 団体漁業権に関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。 ⑤ 全漁連は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。

	(2) 漁協の組織・事業体制の強化 ① 漁協の目的として、漁業者の所得向上を法律に明記する。 ② 役員に販売のプロ等を入れることを法律に明記する。 ③ 信用事業を行う信漁連等に対して、全漁連監査に代えて、公認会計士監査を導入する。 ④ 漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。 ⑤ 産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。
	6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮 以上のような漁村全体の収入が確保される取組を通じて漁村の活性化を図るとともに、国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全等の漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、国民の理解増進を図りつつ、効果的な取組を推進する。

生産者・消費者双方のメリット向上のための
卸売市場を含めた食品流通構造の改革について

1. 基本的な考え方

- これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持するべきである。
- 一方で、農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に responding していくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて、一体性のある制度を構築すべきである。

なお、生産者・消費者双方にメリットのある食品流通構造の実現の観点から、生産、流通、消費の動向・実態を踏まえ、新たな制度の施行後5年を目途に検証し、必要な見直しを行うものとする。

2. 食品流通の合理化

(1) 卸売市場を含めた食品流通の合理化の方向性

ア 物流等の効率化

- パレット輸送による積み降ろしの円滑化、モーダルシフト、配送の共同化等による物流の効率化を推進する。
- また、生産者が、経営安定に向けて、多様な流通ルートの中から有利なルートを選択できる環境を整備する。

イ 情報通信技術等の活用

- 流通業務自体の最適化・効率化を図るとともに、生産者・実需者等のニーズに迅速・的確に対応するため、情報通信技術（ICT）等の技術を積極的に導入する。

ウ 鮮度保持等の品質・衛生管理の強化

- 食品流通段階における品質の保持を徹底するため、コールドチェー

ンの整備やH A C C Pによる衛生管理等の品質・衛生管理の取組を一層強化する。

エ 国内外の需要への対応

- 国内市場における加工・小分け需要の増加、海外市場への輸出に対応する取組を推進する。

(2) 食品流通の合理化に向けた計画の認定・支援

- 卸売市場関係者を含む流通事業者等が食品流通の合理化の方向性に即した取組を進めようとする場合には、その計画を国が認定し、これを融資、出資等により支援する。

3. 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保

- 生鮮食料品等は、日持ちが短く生産量が増減するため、不公正な取引が発生しやすく、公正な取引環境を確保することが特に必要である。

(1) 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保のための調査等

- 生鮮食料品等の取引において買い手が支配的な立場を濫用すること等のないよう、取引状況について農林水産省が定期的な調査を行い、不公正な取引が確認された場合には公正取引委員会に通知する。

(2) 生鮮食料品等の公正な取引の場としての卸売市場

- 生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が方針を示すこととし、公正・透明を旨とする以下の共通ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える、高い公共性を有する卸売市場を国又は都道府県が、認定し公表するとともに、指導・検査監督する。

その際、一定水準以上の規模を有する卸売市場は「中央卸売市場」として国が認定し、それ以外は「地方卸売市場」として都道府県が認定する。

これら以外の現行卸売市場法の国による一律の規制等は行わず、今後は、販路拡大といった生産者ニーズも踏まえ、各市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組等により、卸売市場を活性化する。

① 売買取引の方法の公表

公正・効率的な取引が行われるよう、せり売、入札、相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表する。

② 差別的取扱いの禁止

集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止する。

③ 受託拒否の禁止

生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込みがあった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止する。

④ 代金決済ルールの策定・公表

生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表する。

⑤ 取引条件の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件（委託手数料、各種奨励金、実務的ルール等）」を公表する。

⑥ 取引結果の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引結果（数量・価格、委託手数料・各種奨励金等）」を公表する。

⑦ その他の取引ルールの公表

その他の取引ルール（第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等についてのルール）については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない等、①から⑥までの共通ルールに反しない範囲において、定めることができることとする。

その際、卸売業者、仲卸業者等の関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏むとともに、卸売市場における取引の透明性を高めるよう、当該「取引ルール」は公表するものとする。

- 今後とも卸売市場が食品流通の核として品質・衛生管理の強化等の課題に対応しつつ円滑に運営が行われるよう、認定を受けた卸売市場に対し、引き続き、施設整備等への支援を行う。

4. その他

- 以上の方針に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法について、それぞれ改正する法案を次期通常国会に提出するものとする。

農地中間管理事業の5年後見直し等について

1 総論

農地バンクが、農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地バンクとが一体となって推進する体制を構築する。

2 地域における農業者等による協議の場の実質化

(1) 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させるため、以下の取組を行う。

- ① 出し手の個人名などの詳細な記載までは求めない一方、地域内の農地について、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握すること、及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載することを必須化する。
- ② 話し合いのコーディネーターの積極的参加を促すこととし、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨を法令で明確化する。
- ③ プランを実質化させた場合に、施設整備事業や機構集積協力金の地域タイプを重点化するなどを検討する。

(2) 産地計画に向けた話し合いなどを活用し、新規就農を含めた将来の担い手を特定するなどの場合には、それを人・農地プランとみなすなど、柔軟な対応を行う。

(3) 所有を中心とした農地の集積・集約化を進めている地域もあることから、利用だけでなく所有による権利移転を進めるための税制上の取扱いを検討する。

3 農地バンクの仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

(1) 農地バンクの仕組みの改善

- ① 農地バンクが農地を借入・転貸する際、出し手から農地バンク、農地バンクから受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みを設ける。
- ② 配分計画案の縦覧については、農地バンクが定期的に担い手の意向を把握していることを前提に廃止する。
- ③ 利用状況報告については、農地法に基づく農業委員会の利用状況調査と重複することから、廃止する。
- ④ 農地バンクが農地を貸し付ける場合に、貸主の承認を得ることを要しないとする機構法第18条第7項については、地域の合意内容を所有者が後で理由なく反対する場合など、必要な場合に限るよう運用方針を明確化する。
- ⑤ 機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてもその中で支援することとする。
- ⑥ 農地耕作条件改善事業の更なる活用により、よりきめ細かな対応を行えるようにする。
- ⑦ 中山間地域等担い手が不足している地域において担い手を確保するためには、畑

地化も含めた基盤整備の活用、新規作物等の導入など総合的な対応が必要である。その上で、農地バンク等が適正な農地利用に向けて積極的に協力する仕組みを設ける。

(2) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化

- ① 一部の地域で地域に根ざして特色ある活動を行っている農地利用集積円滑化団体を、上記の措置を講ずることにより仕組みが改善されることとなる農地バンクに、以下の措置を講じることにより統合一体化し、農地の利用集積・集約化を一層推進することとする。
 - ア ブロックローテーションや新規就農の促進など特色ある取組を行い、一定の実績があるＪＡ等については、現在の円滑化事業の枠組に代えて、配分計画の案を作成できる仕組みを設ける。
 - イ 農地バンク事業の実施地域を、現行の農地利用集積円滑化事業の事業実施地域に拡大する。
 - ウ 統合一体化に伴う経過措置として、賃借権等を一括して農地利用集積円滑化団体から農地バンクに承継することができる仕組みを設ける。
- ② 農地バンクの市町村等に対する業務委託について、個々の業務委託契約に関する都道府県知事の承認を不要とする。
- ③ 市町村の作成する集積計画についても、上記の一体的な体制を機能させるための運用の明確化を行う。

4 農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置

(1) 担い手の確保

- ① 農業者の減少・高齢化に伴い、意欲ある担い手による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）について、担い手の活動範囲に応じ、市町村が定める認定基準を踏まえつつ、都道府県等が認定する仕組み等を設ける。
- ② 新規就農者の更なる確保に向けて、農業次世代人材投資事業や新規就農者向けの無利子資金について運用改善を行う。また、引き続きＪＡ等が研修や新規就農者の自立支援を行えるような措置を講じる。
- ③ 農業法人の活動実態が拡大し、役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、認定農業者について農業経営基盤強化促進法で農地所有適格法人の要件の特例を認める仕組みを拡充し、常時従事要件を特例的に緩和する。

(2) 担い手への農地の利用集積・集約化を促進するための転用期待の抑制

担い手に対する農地の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。